

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月27日
【事業年度】	第91期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	株式会社千葉興業銀行
【英訳名】	The Chiba Kogyo Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 青柳 俊一
【本店の所在の場所】	千葉市美浜区幸町2丁目1番2号
【電話番号】	千葉(043)243局2111番(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員経営企画部長 伊藤 広成
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階 株式会社千葉興業銀行 東京事務所
【電話番号】	東京(03)5695局1511番(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 鈴木 和弘
【縦覧に供する場所】	株式会社千葉興業銀行 東京支店 (東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号 堀留中央ビル5階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成20年度 (自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)	平成21年度 (自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日)	平成22年度 (自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日)	平成23年度 (自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日)	平成24年度 (自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)
連結経常収益	百万円	56,689	53,810	52,424	52,416	53,990
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	8,668	6,301	6,736	9,859	11,046
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円	8,435	5,432	7,436	8,066	8,675
連結包括利益	百万円			4,223	8,543	16,482
連結純資産額	百万円	105,811	124,750	127,554	134,678	181,741
連結総資産額	百万円	2,165,813	2,215,010	2,256,208	2,312,063	2,405,813
1株当たり純資産額	円	360.20	727.94	783.56	920.33	1,207.85
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	194.44	79.20	118.76	131.19	137.11
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	48.56	60.21	65.70	64.63
自己資本比率	%	4.83	5.56	5.59	5.75	7.47
連結自己資本利益率	%	7.47	4.76	5.96	6.22	5.54
連結株価収益率	倍	-	9.24	4.01	3.68	6.63
営業活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	11,358	40,188	59,087	17,239	28,331
投資活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	11,814	40,375	10,520	27,856	1,426
財務活動によるキャッシュ ・フロー	百万円	3,862	1,421	5,620	1,419	35,385
現金及び現金同等物の期末 残高	百万円	28,985	27,460	70,439	24,104	32,839
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,381 [1,080]	1,438 [1,101]	1,452 [1,096]	1,412 [1,103]	1,368 [1,095]

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

5. 平成20年度の連結株価収益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

(2) 当行の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月		平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
経常収益	百万円	48,927	45,506	44,020	43,924	45,791
経常利益 (は経常損失)	百万円	9,086	5,943	6,788	9,032	10,177
当期純利益 (は当期純損失)	百万円	8,683	5,430	7,631	7,716	8,265
資本金	百万円	57,941	57,941	57,941	57,941	57,941
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		50,722	50,722	50,722	50,722	50,722
		優先株式	優先株式	優先株式	優先株式	優先株式
		23,400	23,400	23,400	23,400	29,800
純資産額	百万円	102,074	120,697	123,710	130,285	176,747
総資産額	百万円	2,132,738	2,188,232	2,235,383	2,294,549	2,388,871
預金残高	百万円	1,940,794	2,007,015	2,056,282	2,117,799	2,161,259
貸出金残高	百万円	1,500,064	1,530,549	1,566,881	1,616,159	1,658,746
有価証券残高	百万円	446,728	504,255	504,306	531,414	541,496
1株当たり純資産額	円	308.45	676.00	735.48	865.27	1,144.63
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		-	-	-	-	-
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式	第一回第一種 優先株式
		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式	第二回第二種 優先株式
		104.00	104.00	104.00	104.00	104.00
		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		第三回第三種 優先株式	第三回第三種 優先株式	第三回第三種 優先株式	第三回第三種 優先株式	第三回第三種 優先株式
45.15	45.15	45.15	45.15	45.15		
(-)	(-)	(-)	(-)	(-)		
				第四回第四種 優先株式	48.22	
					(-)	
1株当たり当期純利益金額 (は1株当たり当期純損失金額)	円	199.33	79.15	122.60	124.27	129.02
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円	-	48.53	61.91	62.65	61.38
自己資本比率	%	4.78	5.51	5.53	5.67	7.39
自己資本利益率	%	6.74	4.59	6.20	6.01	5.83
株価収益率	倍	-	9.24	3.89	3.89	7.05
配当性向	%	-	-	-	-	-
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,155 [906]	1,214 [921]	1,230 [914]	1,205 [918]	1,175 [911]

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額(又は当期純損失金額)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
- また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、2「(1)財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
4. 第87期(平成21年3月)の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
5. 第87期(平成21年3月)の株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。

2【沿革】

昭和27年1月	株式会社千葉興業銀行設立（昭和27年1月18日設立登記、資本金5,000万円、本店千葉市）
昭和45年12月	外国為替業務取扱開始
昭和47年3月	現本店竣工
昭和47年9月	東京証券取引所市場第二部上場
昭和48年8月	東京証券取引所市場第一部上場
昭和49年5月	事務センター竣工
昭和49年8月	預金オンライン稼働
昭和52年4月	為替オンライン稼働
昭和54年4月	千葉保証サービス株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和57年4月	金売買業務開始
昭和57年12月	千葉総合リース株式会社設立（現・連結子会社）
昭和58年2月	ちば興銀ユーシーカード株式会社（現・連結子会社 ちば興銀カードサービス株式会社）設立
昭和58年4月	国債等公共債の窓口販売業務開始
昭和58年6月	融資オンライン稼働
昭和59年8月	海外コルレス業務の認可を取得
昭和60年6月	国債等公共債のディーリング業務開始
昭和60年10月	日本銀行一般代理店業務開始（稲毛支店）
昭和61年1月	ちば興銀ビジネスサービス株式会社設立（現・連結子会社）
昭和62年7月	海外コルレス包括契約の認可を取得
昭和63年7月	ちば興銀ファイナンス株式会社設立
昭和63年9月	第一回国内無担保転換社債100億円発行
平成元年10月	ニューヨーク駐在員事務所開設
平成3年7月	ちば興銀コンピュータソフト株式会社設立（現・連結子会社）
平成7年7月	ちば興銀総合管理株式会社設立
平成10年6月	ニューヨーク駐在員事務所閉鎖
平成10年12月	証券投資信託の窓口販売業務開始
平成11年9月	第一回第一種優先株式50億円発行
平成12年3月	ちば興銀総合管理株式会社清算
平成12年8月	第二回第二種優先株式200億円発行
平成12年9月	第三回第三種優先株式600億25百万円発行
平成13年4月	損害保険窓口販売業務開始
平成14年2月	確定拠出年金（企業型年金）業務開始
平成14年9月	ちば興銀ファイナンス株式会社特別清算
平成14年10月	生命保険窓口販売業務開始
平成16年10月	基幹系システムのNTTデータ地銀共同センターへの移行
平成16年12月	証券仲介業務開始
平成21年1月	千葉保証サービス株式会社とちば興銀ユーシーカード株式会社が合併、商号をちば興銀カードサービス株式会社に変更（現・連結子会社）
平成25年1月	第四回第四種優先株式320億円発行

3【事業の内容】

当行及び当行の関係会社は、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務、クレジットカード業務及びリース業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

当行及び当行の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況 1(1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

[銀行業]

当行の本店ほか支店においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、地域に密着した営業活動を積極的に取り組んでおり、総合的に銀行業務を展開しております。

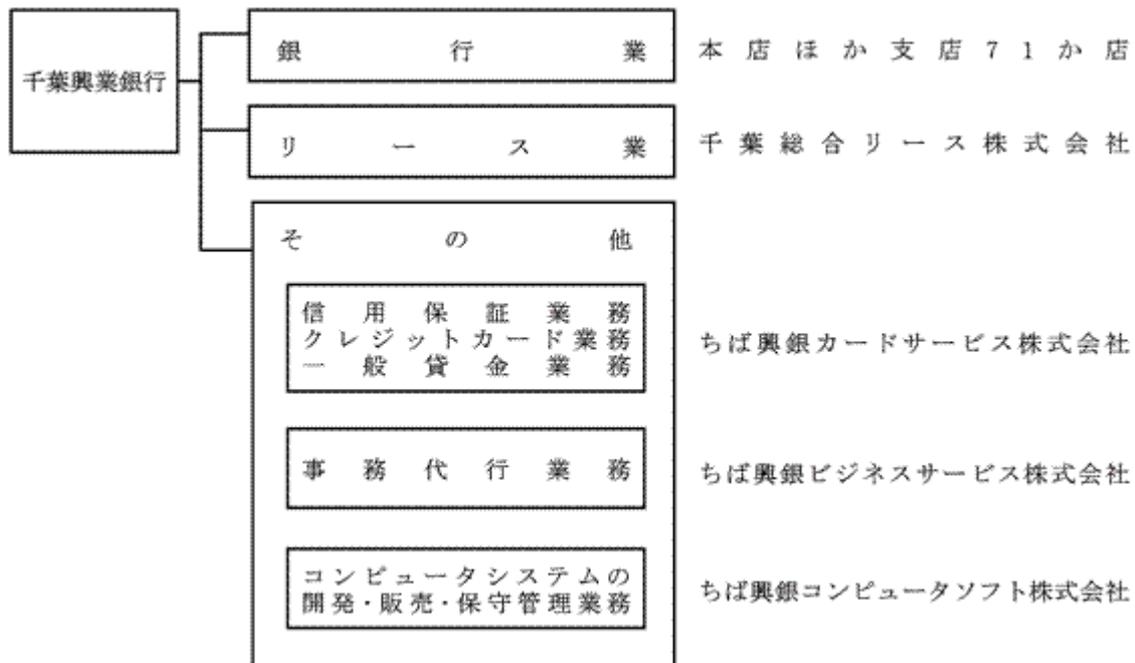
[リース業]

連結子会社の千葉総合リース株式会社においては、リース業務を営んでおります。

[その他]

その他の連結子会社においては、銀行に付随・従属する各種業務を受託しているほか、信用保証業務、クレジットカード業務、コンピュータシステムの開発・販売業務等を行い、当行グループの業務の充実に努めております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有(又 は被所 有)割合 (%)	当行との関係内容				
					役員の兼 任等 (人)	資金援助	営業上の取 引	設備の賃貸 借	業務提携
(連結子会社) ちば興銀カード サービス株式会 社	千葉市中央区	100	その他(信用保証 業務・クレジット カード業務・一般 貸金業務)	所有 100.0 (-) [-]	2 (-)	-	預金取引 保証取引	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
ちば興銀ビジネ スサービス株式 会社	千葉市美浜区	10	その他(事務代行 業務)	100.0 (-) [-]	1 (-)	-	預金取引 事務代行	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
千葉総合リース 株式会社	千葉市中央区	90	リース業(リース 業務)	26.1 (21.1) [50.0]	1 (-)	-	金銭貸借 預金取引 リース取引	-	-
ちば興銀コン ピュータソフト 株式会社	千葉市美浜区	30	その他(コン ピュータシステム の開発・販売・保 守管理業務)	55.0 (50.0) [45.0]	- (-)	-	預金取引 システム開 発	提出会社よ り建物の一 部賃借	-
(その他の関係 会社) 株式会社みずほ フィナンシャル グループ (注)1	東京都 千代田区	2,254,972	金融持株会社	被所有 20.8 (20.8) [0.0]	-	-	-	-	-

- (注) 1. 当行は、株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社となっております。
2. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
3. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社は株式会社みずほフィナンシャルグループであります。
4. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
5. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
6. 千葉総合リース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報におけるリース業の経常収益の全てを占めているため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	1,175 [911]	20 [9]	173 [175]	1,368 [1,095]

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員1,083人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の従業員数

平成25年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与(千円)
1,175 [911]	37歳8月	14年10月	5,925

- (注) 1. 従業員数は、嘱託及び臨時従業員895人を含んでおりません。
2. 当行の従業員はすべて銀行業のセグメントに属しております。
3. 臨時従業員数は、[]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当行の従業員組合は、千葉興業銀行従業員組合と称し、組合員数は970人であり、労使間においては特記すべき事項はありません。
6. 当行は執行役員制度を導入しており、執行役員9人は従業員数に含まれております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

・業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の減速や長期化した円高による輸出低迷など、厳しい状況が続いておりましたが、年明け以降、新政権による景気対策や金融緩和への期待により、マーケット環境は大きく改善し、景気にも持ち直しの兆しが見られるようになりました。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、雇用情勢の低迷など厳しさは残るものの、新設住宅着工数の増加や、鉱工業生産指数に下げ止まりの動きが見られるなど、国内景気同様、一部に明るさが見られるようになっております。

このような金融経済環境のもと、当行は平成23・24年度の2カ年にわたる中期経営ビジョン『ちば興銀“変革・成長”戦略』を掲げ、経営課題に対応する具体的な戦略施策を積極的に展開してまいりました。

その結果、当行グループの業績につきましては、次の通りとなりました。

業容面につきましては、預金残高は、個人預金の増加を主として、平成24年3月末比428億円増加して2兆1,532億円となりました。貸出金残高は、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、平成24年3月末比445億円増加して1兆6,549億円となりました。有価証券残高は、償還に伴う残高減少に対応して、債券を中心に積増しを図り、全体では平成24年3月末比101億円増加して5,412億円となりました。

損益面につきましては、利回り低下による貸出金利息の減少を主因に、資金運用収益は減少となりました。一方、お客さまの資産運用ニーズにきめ細かく対応した結果、投資信託や保険窓販商品の取扱い増加等により役務取引等収益が増加したほか、国債等債券売却益の増加等により、経常収益は、前連結会計年度比15億73百万円増加し539億90百万円となりました。経常費用は、金利低下に伴い預金利息が減少するとともに、市場環境の改善による有価証券関係損失の減少、信託受益権償却費や第四回第四種優先株式に係る新株発行費の発生により、前連結会計年度比3億87百万円増加し429億43百万円となりました。これらにより、経常利益は、前連結会計年度比11億86百万円増加し、110億46百万円となりました。また、税制改正等の影響による法人税等の発生もあり、法人税等合計額は前連結会計年度比5億円増加、当期純利益は、前連結会計年度比6億8百万円増加し、86億75百万円となりました。

セグメント情報ごとの業績の状況につきましては、銀行業の経常収益は前連結会計年度比18億67百万円増加して457億91百万円、セグメント利益は前連結会計年度比11億45百万円増加して101億77百万円となりました。リース業の経常収益は前連結会計年度比71百万円増加して80億1百万円、セグメント利益は前連結会計年度比1億35百万円減少して1億1百万円となりました。また、その他の事業の経常収益は前連結会計年度比19百万円増加して46億90百万円、セグメント利益は前連結会計年度比3億6百万円増加して13億38百万円となりました。

なお、連結自己資本比率（国内基準）は、平成24年3月末比2.53ポイント上昇して12.95%となりました。

・キャッシュ・フロー

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前当期純利益が109億円、貸出金の増加が445億円、預金の増加が428億円、コールローン等の増加が397億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは283億円（前連結会計年度比110億円減少）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

有価証券の売却・償還による収入1,546億円、有価証券の取得による支出1,506億円、有形固定資産取得による支出14億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは14億円（前連結会計年度比292億円増加）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

第三者割当による第四回第四種優先株式を発行したことから、株式の発行による収入318億円、劣後特約付借入れによる収入50億円、配当金支払14億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは353億円（前連結会計年度比368億円増加）となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は328億円（前連結会計年度比87億円増加）となりました。

(1) 国内業務部門・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、国内業務部門で304億円、国際業務部門で2億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で303億円となりました。

役務取引等収支は、国内業務部門で60億円、国際業務部門で0.9億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で58億円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門で4億円、国際業務部門で22億円となり、合計で26億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	31,105	388	101	31,393
	当連結会計年度	30,496	289	401	30,384
うち資金運用収益	前連結会計年度	32,858	436	260	33,034
	当連結会計年度	31,974	320	519	31,775
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,752	47	159	1,641
	当連結会計年度	1,478	30	118	1,391
役務取引等収支	前連結会計年度	5,511	72	74	5,364
	当連結会計年度	6,058	90	79	5,888
うち役務取引等収益	前連結会計年度	8,855	97	1,091	7,861
	当連結会計年度	9,358	97	1,069	8,387
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,343	169	1,016	2,497
	当連結会計年度	3,299	188	989	2,498
その他業務収支	前連結会計年度	198	781	-	979
	当連結会計年度	402	2,201	-	2,603
うちその他業務収益	前連結会計年度	997	792	-	1,790
	当連結会計年度	1,353	2,255	-	3,609
うちその他業務費用	前連結会計年度	799	11	-	810
	当連結会計年度	951	54	-	1,006

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用収益及び資金調達費用の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息を含めております。

(2) 国内業務部門・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券を中心として、国内業務部門で2兆2,599億円、国際業務部門で307億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆2,521億円となりました。資金運用勘定の利息は、国内業務部門で319億円、国際業務部門で3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で317億円となりました。この結果、資金運用勘定の利回りは、国内業務部門で1.41%、国際業務部門で1.04%、内部取引による相殺消去後の合計で1.41%となりました。

資金調達勘定の平均残高は、預金取引を中心として、国内業務部門で2兆1,763億円、国際業務部門で312億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で2兆1,692億円となりました。資金調達勘定の利息は、国内業務部門で14億円、国際業務部門で0.3億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で13億円となりました。この結果、資金調達勘定の利回りは、国内業務部門で0.06%、国際業務部門で0.09%、内部取引による相殺消去後の合計で0.06%となりました。

国内業務部門、国際業務部門別には、次に記載しているとおりであります。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	2,181,131	32,858	1.50
	当連結会計年度	2,259,921	31,974	1.41
うち貸出金	前連結会計年度	1,556,279	27,225	1.74
	当連結会計年度	1,600,380	26,032	1.62
うち商品有価証券	前連結会計年度	154	1	1.13
	当連結会計年度	137	1	1.14
うち有価証券	前連結会計年度	492,833	5,326	1.08
	当連結会計年度	517,467	5,632	1.08
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	68,839	77	0.11
	当連結会計年度	92,922	104	0.11
うち預け金	前連結会計年度	21,765	90	0.41
	当連結会計年度	16,494	78	0.47
資金調達勘定	前連結会計年度	2,112,444	1,752	0.08
	当連結会計年度	2,176,383	1,478	0.06
うち預金	前連結会計年度	2,081,618	1,382	0.06
	当連結会計年度	2,142,152	1,114	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,946	3	0.04
	当連結会計年度	7,522	3	0.05
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	248	0	0.12
	当連結会計年度	509	0	0.12
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	95	0	0.07
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	23,534	359	1.52
	当連結会計年度	26,199	352	1.34

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、連結子会社については、半年毎の期首と期末の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 「国内業務部門」とは、当行及び連結子会社の円貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	39,302	436	1.11
	当連結会計年度	30,795	320	1.04
うち貸出金	前連結会計年度	521	4	0.89
	当連結会計年度	1,995	15	0.76
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	31,434	366	1.16
	当連結会計年度	24,339	253	1.04
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	4,737	18	0.39
	当連結会計年度	2,502	8	0.35
うち預け金	前連結会計年度	27	1	4.98
	当連結会計年度	157	5	3.73
資金調達勘定	前連結会計年度	39,762	47	0.12
	当連結会計年度	31,247	30	0.09
うち預金	前連結会計年度	9,954	10	0.10
	当連結会計年度	9,194	9	0.10
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	2	0	0.16
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 平均残高は、月次カレント方式(前月末T T 仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

2. 「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

3. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺消去 額()	合計	小計	相殺消去 額()	合計	
資金運用勘定	前連結会計年度	2,220,434	46,646	2,173,787	33,294	260	33,034	1.51
	当連結会計年度	2,290,716	38,564	2,252,152	32,295	519	31,775	1.41
うち貸出金	前連結会計年度	1,556,801	8,931	1,547,870	27,230	122	27,108	1.75
	当連結会計年度	1,602,376	7,468	1,594,907	26,048	96	25,951	1.62
うち商品有価証券	前連結会計年度	154	-	154	1	-	1	1.13
	当連結会計年度	137	-	137	1	-	1	1.14
うち有価証券	前連結会計年度	524,267	752	523,514	5,693	101	5,591	1.06
	当連結会計年度	541,806	752	541,053	5,886	401	5,484	1.01
うちコールローン及 び買入手形	前連結会計年度	73,576	-	73,576	96	-	96	0.13
	当連結会計年度	95,424	-	95,424	113	-	113	0.11
うち預け金	前連結会計年度	21,793	7,188	14,604	92	2	89	0.61
	当連結会計年度	16,651	8,328	8,323	84	1	82	0.99
資金調達勘定	前連結会計年度	2,152,206	46,109	2,106,097	1,800	159	1,641	0.07
	当連結会計年度	2,207,630	38,423	2,169,206	1,509	118	1,391	0.06
うち預金	前連結会計年度	2,091,573	7,403	2,084,169	1,393	2	1,390	0.06
	当連結会計年度	2,151,346	8,941	2,142,405	1,123	1	1,121	0.05
うち譲渡性預金	前連結会計年度	6,946	-	6,946	3	-	3	0.04
	当連結会計年度	7,522	-	7,522	3	-	3	0.05
うちコールマネー及 び売渡手形	前連結会計年度	251	-	251	0	-	0	0.12
	当連結会計年度	509	-	509	0	-	0	0.12
うち債券貸借取引受 入担保金	前連結会計年度	95	-	95	0	-	0	0.07
	当連結会計年度	-	-	-	-	-	-	-
うち借入金	前連結会計年度	23,534	8,931	14,602	359	122	236	1.62
	当連結会計年度	26,199	7,468	18,730	352	96	255	1.36

(注) 1. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。また資金運用勘定及び資金調達勘定の相殺消去額には、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息を含めております。

2. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を控除して表示しております。

(3) 国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、国内業務部門で93億円、国際業務部門で0.9億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で83億円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門で32億円、国際業務部門で1億円となり、内部取引による相殺消去後の合計で24億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	8,855	97	1,091	7,861
	当連結会計年度	9,358	97	1,069	8,387
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	1,044	-	2	1,041
	当連結会計年度	1,093	-	2	1,090
うち為替業務	前連結会計年度	1,707	88	2	1,793
	当連結会計年度	1,694	89	2	1,781
うち証券関連業務	前連結会計年度	301	-	-	301
	当連結会計年度	377	-	-	377
うち代理業務	前連結会計年度	873	-	-	873
	当連結会計年度	1,054	-	-	1,054
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	236	-	0	236
	当連結会計年度	227	-	0	227
うち保証業務	前連結会計年度	1,690	6	1,016	681
	当連結会計年度	1,690	6	989	707
役務取引等費用	前連結会計年度	3,343	169	1,016	2,497
	当連結会計年度	3,299	188	989	2,498
うち為替業務	前連結会計年度	343	13	-	357
	当連結会計年度	339	14	-	353

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(4) 国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	2,108,320	9,478	7,372	2,110,426
	当連結会計年度	2,152,196	9,062	7,992	2,153,266
うち流動性預金	前連結会計年度	1,071,793	-	2,972	1,068,821
	当連結会計年度	1,122,209	-	3,192	1,119,017
うち定期性預金	前連結会計年度	1,030,483	-	4,400	1,026,083
	当連結会計年度	1,024,793	-	4,800	1,019,993
うちその他	前連結会計年度	6,043	9,478	-	15,521
	当連結会計年度	5,193	9,062	-	14,256
譲渡性預金	前連結会計年度	6,160	-	-	6,160
	当連結会計年度	5,170	-	-	5,170
総合計	前連結会計年度	2,114,480	9,478	7,372	2,116,586
	当連結会計年度	2,157,366	9,062	7,992	2,158,436

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
2. 預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
3. 相殺消去については、当行と連結子会社の内部取引は相殺消去しております。

(5) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,610,425	100.00	1,654,970	100.00
製造業	168,305	10.45	169,505	10.24
農業, 林業	4,473	0.28	4,713	0.29
漁業	67	0.00	47	0.00
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,933	0.18	2,774	0.17
建設業	85,352	5.30	80,821	4.88
電気・ガス・熱供給・水道業	7,187	0.45	6,787	0.41
情報通信業	5,118	0.32	8,284	0.50
運輸業, 郵便業	64,642	4.01	63,302	3.83
卸売業, 小売業	189,328	11.76	182,044	11.00
金融業, 保険業	56,231	3.49	51,872	3.14
不動産業, 物品賃貸業	336,388	20.89	365,961	22.11
各種サービス業	166,025	10.31	172,667	10.43
地方公共団体	26,253	1.63	27,666	1.67
その他	498,119	30.93	518,519	31.33
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,610,425		1,654,970	

(注) 1. 「国内」とは当行及び連結子会社であります。

2. 当行と連結子会社との間の内部取引は相殺消去しております。

外国政府等向け債権残高(国別)

該当事項はありません。

(6) 国内業務部門・国際業務部門別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	219,854	-	-	219,854
	当連結会計年度	184,435	-	-	184,435
地方債	前連結会計年度	49,466	-	-	49,466
	当連結会計年度	63,790	-	-	63,790
社債	前連結会計年度	171,835	-	-	171,835
	当連結会計年度	210,377	-	-	210,377
株式	前連結会計年度	17,841	-	752	17,088
	当連結会計年度	23,701	-	752	22,949
その他の証券	前連結会計年度	44,035	28,775	-	72,811
	当連結会計年度	39,975	19,688	-	59,663
合計	前連結会計年度	503,033	28,775	752	531,056
	当連結会計年度	522,280	19,688	752	541,215

- (注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。
2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。
3. 相殺消去については、当行と連結子会社及び連結子会社間の内部取引を相殺消去しております。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益状況 (単体)

(1) 損益の概要

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
業務粗利益	36,112	37,589	1,477
経費 (除く臨時処理分)	24,323	24,017	306
人件費	10,763	10,642	121
物件費	12,412	12,075	337
税金	1,148	1,299	151
業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	11,789	13,572	1,783
一般貸倒引当金繰入額	1,987	325	1,662
業務純益	13,777	13,897	120
うち債券関係損益	107	1,615	1,508
臨時損益	4,745	3,719	1,026
株式等関係損益	343	20	363
不良債権処理額	4,685	2,997	1,688
貸出金償却	1,255	1,614	359
個別貸倒引当金繰入額	3,224	1,155	2,069
その他の債権売却損等	205	227	22
償却債権取立益	1,124	1,492	368
その他臨時損益	840	2,234	1,394
経常利益	9,032	10,177	1,145
特別損益	74	127	53
うち固定資産処分損益	69	70	1
税引前当期純利益	8,957	10,050	1,093
法人税、住民税及び事業税	54	550	496
法人税等調整額	1,187	1,235	48
法人税等合計	1,241	1,785	544
当期純利益	7,716	8,265	549

(注) 1. 業務粗利益 = 資金運用収支 + 役務取引等収支 + その他業務収支

2. 業務純益 = 業務粗利益 - 経費 (除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却

5. 株式等関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

(2) 営業経費の内訳

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
給料・手当	8,910	8,745	165
退職給付費用	1,614	1,702	88
福利厚生費	181	179	2
減価償却費	1,761	1,889	128
土地建物機械賃借料	2,047	1,941	106
営繕費	56	64	8
消耗品費	266	293	27
給水光熱費	192	208	16
旅費	20	22	2
通信費	259	263	4
広告宣伝費	210	209	1
租税公課	1,148	1,299	151
その他	8,601	8,177	424
計	25,271	24,998	273

(注) 損益計算書中「営業経費」の内訳であります。

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	1.50	1.41	0.09
(イ) 貸出金利回	1.74	1.62	0.12
(ロ) 有価証券利回	1.08	1.08	0.00
(2) 資金調達原価	1.20	1.14	0.06
(イ) 預金等利回	0.06	0.05	0.01
(ロ) 外部負債利回	1.70	1.29	0.41
(3) 総資金利鞘	-	0.27	0.03

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建諸取引であります。

2. 「外部負債」 = コールマネー + 売渡手形 + 借入金

3. ROE (単体)

	前事業年度 (%) (A)	当事業年度 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	9.18	9.58	0.40
業務純益ベース	10.73	9.81	0.92
当期純利益ベース	6.01	5.83	0.18

4. 預金・貸出金の状況 (単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
預金 (未残)	2,117,799	2,161,259	43,460
預金 (平残)	2,091,573	2,151,346	59,773
貸出金 (未残)	1,616,159	1,658,746	42,587
貸出金 (平残)	1,553,831	1,600,055	46,224

(2) 個人・法人別預金残高 (国内)

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
個人	1,681,270	1,718,071	36,801
法人	436,529	443,187	6,658
計	2,117,799	2,161,259	43,460

(注) 譲渡性預金を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前事業年度 (百万円) (A)	当事業年度 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B) - (A)
住宅ローン残高	518,930	545,208	26,278
その他ローン残高	11,756	11,930	174
計	530,686	557,139	26,453

(4) 中小企業等貸出金

		前事業年度 (A)	当事業年度 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	1,323,417	1,348,289	24,872
総貸出金残高	百万円	1,616,159	1,658,746	42,587
中小企業等貸出金比率	/ %	81.88	81.28	0.60
中小企業等貸出先件数	件	72,339	72,032	307
総貸出先件数	件	72,626	72,325	301
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.60	99.59	0.01

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前事業年度		当事業年度	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	-	-	-	-
信用状	86	426	77	603
保証	393	19,900	341	18,305
計	479	20,327	418	18,908

6. 内国為替の状況(単体)

区分		前事業年度		当事業年度	
		口数(千口)	金額(百万円)	口数(千口)	金額(百万円)
送金為替	各地へ向けた分	5,508	4,100,976	5,484	4,298,765
	各地より受けた分	8,003	4,219,081	8,011	4,455,517
代金取立	各地へ向けた分	62	113,369	55	110,727
	各地より受けた分	2	2,418	2	1,934

7. 外国為替の状況(単体)

区分		前事業年度	当事業年度
		金額(百万米ドル)	金額(百万米ドル)
仕向為替	売渡為替	901	1,013
	買入為替	101	120
被仕向為替	支払為替	662	712
	取立為替	41	42
計		1,706	1,889

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。また、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本剰余金	32,792	64,792
	利益剰余金	41,735	48,991
	自己株式()	64	64
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額()	1,820	2,229
	その他有価証券の評価差損()	-	-
	為替換算調整勘定	-	-
	新株予約権	-	-
	連結子法人等の少数株主持分	1,437	1,578
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-
	営業権相当額()	-	-
	のれん相当額()	-	-
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額()	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額()	985	131
計 (A)	131,037	170,879	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	4,501	3,287
	負債性資本調達手段等	5,500	5,000
	うち永久劣後債務(注2)	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	5,500	5,000
	計	10,001	8,287
うち自己資本への算入額 (B)	10,001	8,287	
控除項目	控除項目(注4) (C)	193	190
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	140,845	178,976

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,257,016	1,289,428
	オフ・バランス取引等項目	22,387	21,424
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,279,404	1,310,853
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	71,647	70,999
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,731	5,679
	計(E) + (F) (H)	1,351,051	1,381,852
連結自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.42	12.95
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.69	12.36

(注) 1. 告示第28条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2. 告示第29条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3. 告示第29条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4. 告示第31条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国内基準）

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額（百万円）	金額（百万円）
基本的項目 (Tier 1)	資本金	57,941	57,941
	うち非累積的永久優先株	32,517	32,517
	新株式申込証拠金	-	-
	資本準備金	32,792	32,792
	その他資本剰余金	-	32,000
	利益準備金	3,007	3,291
	その他利益剰余金	35,950	42,512
	その他	-	-
	自己株式（ ）	64	64
	自己株式申込証拠金	-	-
	社外流出予定額（ ）	1,419	1,727
	その他有価証券の評価差損（ ）	-	-
	新株予約権	-	-
	営業権相当額（ ）	-	-
	のれん相当額（ ）	-	-
	企業結合により計上される無形固定資産相当額（ ）	-	-
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額（ ）	985	131
	計 (A)	127,223	166,613
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券（注1）	-	-
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	-	-	
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	-	-
	一般貸倒引当金	2,755	2,430
	負債性資本調達手段等	5,500	5,000
	うち永久劣後債務（注2）	-	-
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株（注3）	5,500	5,000
	計	8,255	7,430
うち自己資本への算入額 (B)	8,255	7,430	
控除項目	控除項目（注4） (C)	193	190
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	135,285	173,853

項目		平成24年3月31日	平成25年3月31日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,243,046	1,273,890
	オフ・バランス取引等項目	22,383	21,421
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,265,430	1,295,312
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8%) (F)	68,575	68,134
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	5,486	5,450
	計(E) + (F) (H)	1,334,005	1,363,446
単体自己資本比率(国内基準) = D / H × 100 (%)		10.14	12.75
(参考) Tier 1 比率 = A / H × 100 (%)		9.53	12.22

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成24年3月31日	平成25年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	76	67
危険債権	365	361
要管理債権	50	79
正常債権	16,186	16,608

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当行は、平成23・24年度の2年間、中期経営ビジョン『ちば興銀“変革・成長”戦略』にもとづき、「トップライン収益の極大化」と「持続的成長基盤の構築」を経営課題とし、その実現に向け、「顧客ロイヤルティ向上戦略」を経営戦略の根幹とする法人戦略施策および個人戦略施策を積極的に展開してまいりました。この結果、当2年間におきましては収益計画を達成することができましたが、一方で市場金利の低下基調継続により、トップライン収益の減少傾向が続いております。また、新たな自己資本規制（パーゼル）への対応から、自己資本のさらなる充実を図ること、これらが今後の対処すべき課題であると認識しております。

平成25・27年度の3年間においては、新たな中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」をスタートさせ、当行のビジョンである「地域の お客さまの ベスト・コンサルタント」の実現に向け、「強固な経営基盤の構築と『新ちば興銀』の確立」を経営課題とし、全行一丸となり業務に邁進してまいります。

千葉県における現下の経営環境は、県内人口の減少、少子高齢化の進展、超低金利の長期化、円高修正の進行などにより、県内中小企業の経営課題や個人のお客さまのニーズがますます多様化・高度化するとともに、金融機関間の一層の競争激化も見込まれます。

このような経営環境を踏まえ、新中期経営計画「変革・成長戦略“2nd Stage”」にもとづき、顧客ロイヤルティ向上にもとづく「コア顧客を支柱とした顧客基盤の再構築」をコア戦略とし、その達成のための3つの重点課題「収益力・収益構造の革新」「効率性・生産性の革新」「組織力・人材の革新」に全行一丸となり取り組んでまいります。

収益力・収益構造の革新

顧客基点の営業態勢を徹底し、経営課題やライフイベント・ニーズに対し、的確なコンサルティング機能を発揮してまいります。特に中小企業のオーナーや地権者、千葉県内での成長育成分野である「医療・介護」事業や「アグリ・ビジネス」に対し、課題解決に向けた情報提供やご提案を、本部サポート体制の充実、外部専門機関の活用強化により、積極的に展開してまいります。

効率性・生産性の革新

営業店業務課及び取引先課のBPR（業務プロセスの抜本的見直しと再構築）に取り組むとともに、CRMシステムやタブレット端末の導入等、営業支援システム・ツールの充実を図り、フロント（営業）体力の捻出と再配置を行い、一段と「質」の高い営業活動を展開してまいります。

組織力・人材の革新

行員のコンサルティング能力向上に努めるとともに、専門性の高い人材ポートフォリオの構築に向け、人材育成に取り組んでまいります。また人事諸制度の見直し等により、働きがいのある組織・職場作り、自ら「考え行動する」、「変革」と「挑戦」を続ける人材・組織の構築に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 主として財務面に係るリスク

不良債権処理等に係るリスク

景気の低迷、取引先の業況悪化、不動産価格の下落等による担保・保証価値の下落等によって、与信関係費用の更なる計上等の追加的損失が発生する可能性があります。

保有資産等に係るリスク（市場リスク）

株価・金利動向により、保有有価証券に係る評価損・売却損等の追加的損失が発生する可能性があります。

(2) 事業戦略や業務運営に係るリスク（事業・競争戦略リスク、オペレーショナルリスク）

業務範囲の拡大に伴う新たなリスクの発生

規制緩和により新しい分野へ業務範囲を広げており、経験したことの無い新たなリスクに直面する可能性があります。

重大な事務リスクの発生

不適切な事務処理、あるいは事務処理上の事故等により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

個人情報等の漏洩

多くのお客様との取引を通じて多量の個人情報を保有しており、コンピュータシステムへの外部からの不正侵入や事故等により、個人情報や経営情報が外部に漏洩した場合、信用を失墜し業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

(3) 金融業界を取り巻く諸環境の変化に係るリスク

法律、会計制度や規制の改正

法律、規則、会計制度、実務慣行等に従って業務を遂行しており、これらの改正や運用方針の変更により、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

金融業界の競争激化

規制緩和等により他業種から金融業への参入が可能となり、金融業界の競争が激化する恐れがあります。

災害等の発生

主要な事業拠点やシステム拠点がある地域において、大規模地震等の災害等が発生した場合、業務運営に支障を来す恐れがあります。

風説・風評の発生

銀行業は預金者等お客様からの信用を基礎としているため、事実に基づかない風説・風評が発生した場合、業務運営に影響を及ぼす恐れがあります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

(1) 経営成績の分析

	前連結会計年度 (百万円) (A)	当連結会計年度 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
資金運用収支	31,393	30,384	1,009
資金運用収益	33,034	31,775	1,259
資金調達費用	1,641	1,391	250
役務取引等収支	5,364	5,888	524
役務取引等収益	7,861	8,387	526
役務取引等費用	2,497	2,498	1
その他業務収支	979	2,603	1,624
その他業務収益	1,790	3,609	1,819
その他業務費用	810	1,006	196
連結業務粗利益(= + +)	37,736	38,876	1,140
営業経費	25,495	25,255	240
その他経常収支	2,382	2,574	192
うち株式等関係損益	343	20	363
その他経常収益	9,730	10,217	487
その他経常費用	12,112	12,792	680
うち貸倒償却引当費用	3,260	2,817	443
経常利益(= - +)	9,859	11,046	1,187
特別損益	75	127	52
特別利益	2	-	2
特別損失	78	127	49
税金等調整前当期純利益(= +)	9,784	10,918	1,134
法人税等合計	1,568	2,102	534
少数株主利益	149	141	8
当期純利益(= - -)	8,066	8,675	609

主な収支

資金運用収支は、貸出金利息が減少したことを主要因に、前連結会計年度比10億円減少して303億円となりました。

役務取引等収支は、生保代理店業務手数料及び投資信託販売手数料の増加等により、前連結会計年度比5億円増加して58億円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の増加等により、前連結会計年度比16億円増加して26億円となりました。

以上の結果、連結業務粗利益は、前連結会計年度比11億円増加して388億円となりました。

経常利益

営業経費は、人件費及び物件費の減少を主要因に、前連結会計年度比2億円減少して252億円となりました。

株式等関係損益は、株式等売却損の減少により、前連結会計年度比3億円増加して0.2億円となりました。
貸倒償却引当費用は、厳格な自己査定を実施した結果、前連結会計年度比4億円減少して28億円となりました。
以上の結果、経常利益は前連結会計年度比11億円増加して110億円となりました。

当期純利益

法人税等合計が前連結会計年度比5億円増加し、当期純利益は前連結会計年度比6億円増加して86億円となりました。

(2) 財政状態の分析

貸出金

貸出金残高は、地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、平成24年3月末比445億円増加して1兆6,549億円となりました。

有価証券

有価証券残高は、償還に伴う残高減少に対応して、債券を中心に積増しを図り、全体では平成24年3月末比101億円増加して5,412億円となりました。

預金

預金残高は、個人預金の増加を主として、平成24年3月末比428億円増加して2兆1,532億円となりました。

純資産の部

純資産の部合計は、第三者割当による第四回第四種優先株式発行により資本剰余金が増加、当期純利益により利益剰余金が増加、及びその他有価証券評価差額金が増加したことから、平成24年3月末比470億円増加して1,817億円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

税金等調整前当期純利益が109億円、貸出金の増加が445億円、預金の増加が428億円、コールローン等の増加が397億円あったことから、営業活動によるキャッシュ・フローは283億円(前連結会計年度比110億円減少)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

有価証券の売却・償還による収入1,546億円、有価証券の取得による支出1,506億円、有形固定資産取得による支出14億円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは14億円(前連結会計年度比292億円増加)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

第三者割当による第四回第四種優先株式を発行したことから、株式の発行による収入318億円、劣後特約付借入れによる収入50億円、配当金支払14億円等により、財務活動によるキャッシュ・フローは353億円(前連結会計年度比368億円増加)となりました。

この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は328億円(前連結会計年度比87億円増加)となりました。

(4) 連結自己資本比率(国内基準)

自己資本額は、第四回第四種優先株式の発行及び当期純利益の計上等から、平成24年3月末比381億円増加して1,789億円となりました。

リスク・アセット等は、貸出金の増加等から、平成24年3月末比308億円増加して1兆3,818億円となりました。

以上の結果、連結自己資本比率(国内基準)は、平成24年3月末比2.53ポイント上昇して12.95%となり、連結Tier 1比率は、平成24年3月末比2.67ポイント上昇して12.36%となりました。

	平成24年3月31日 (%) (A)	平成25年3月31日 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
連結自己資本比率(国内基準)	10.42	12.95	2.53
Tier 1比率	9.69	12.36	2.67

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当行及び連結子会社は、当行を中心に、お客様へのご便宜を一層図るため、店舗の機能性向上など諸設備の更新・保守に努めております。また、事務の合理化・事務の多様化に対処するための投資を行っております。

銀行業では、当連結会計年度において、事務機械を中心に2,492百万円の設備投資を行いました。リース業では、26百万円、その他の事業では、78百万円の設備投資を行いました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(平成25年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの名称	設備の内容	土地		建物	リース資産	その他の有形固定資産	合計	従業員数 (人)
						面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)					
当行		本店他 70か店	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	店舗	55,850 (22,805)	10,930	6,059	1,945	867	19,802	1,126
		東京支 店	東京都 中央区	銀行業	店舗	- (-)	-	51	-	12	63	25
		事務セ ンター	千葉県 千葉市 美浜区	銀行業	事務・ 配送セ ンター	- (-)	-	235	-	45	281	24
		社宅他 4か所	千葉県 千葉市 美浜区他	銀行業	社宅・ 寮・厚 生施設	2,088 (1,908)	7	58	-	0	65	-
連結 子会 社	千葉総合 リース株 式会社		千葉県 千葉市 中央区	リース 業	事務機 械等	- (-)	-	22	12	30	64	20
	ちば興銀 ビジネス サービス 株式会 社他2社		千葉県 千葉市 美浜区他	その他	事務機 械等	- (-)	-	6	8	83	99	173

(注) 1. 当行の主要な設備の太宗は、店舗、事務センターであるため、銀行業に一括計上しております。

2. 土地の面積欄の()内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,728百万円であります。

3. 当行のその他の有形固定資産は、事務機械314百万円、その他610百万円であります。

4. 当行の両替業務を主とした成田空港出張所、店舗外現金自動設備105か所は上記に含めて記載しております。

5. 上記には、関連会社に貸与している建物が含まれており、その内容は次のとおりであります。

千葉県千葉市 建物 87百万円

6. ちば興銀ビジネスサービス(株)、ちば興銀カードサービス(株)、ちば興銀コンピュータソフト(株)の設備は僅少のため、一括で記載しております。なお、その主なものは事務機械、車両であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末において計画中である重要な設備の新設、除却等は次のとおりであります。

(1) 新設、改修

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定年 月
						総額	既支払額			
当行	茂原支店	千葉県 茂原市	新築移転	銀行業	店舗等	332	50	自己資金	平成25年1月	平成25年8月
	本店 他	千葉県 千葉市 美浜区他	新設入替	銀行業	事務機械	165	-	自己資金	-	-

- (注) 1. 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。
2. 事務機械の主なものは平成26年3月までに設置予定であります。

(2) 売却

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	296,000,000
第一種優先株式	1,250,000
第二種優先株式	5,000,000
第三種優先株式	35,000,000
第四種優先株式	7,500,000
第五種優先株式	7,500,000
計	296,000,000

(注) 計の欄には、定款に規定されている発行可能株式総数を記載しております。

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	50,722,045	同 左	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1
第一回第一種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	1,250,000	同 左	-	(注) 2、6
第二回第二種優先株式	5,000,000	同 左	-	(注) 3、6
第三回第三種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	17,150,000	同 左	-	(注) 4、6
第四回第四種優先株式 (行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)	6,400,000	同 左	-	(注) 5、6
計	80,522,045	同 左		

(注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。

(注) 2. 第一回第一種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。取得価額は、取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月18日に有効な取得価額を下回る場合に修正されます。但し、取得価額の下限は1,000円であります。(下記「6. 取得請求権」参照) なお、提出日現在の取得価額は下限取得価額である1,000円であるため確定しております。

下記「3. 第一種の優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。また、下記「7. 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、法令上可能な範囲内で第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第一回第一種優先株式の取得及び普通株式の交付はありません。

第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金

毎年3月31日現在の第一種の優先株式の株主（以下第一種の優先株主という）に対し、普通株式の株主（以下普通株主という）に先立ち第一種の優先株式1株につき100円の優先配当金を支払う。ただし、当該3月31日に終了する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。また、平成11年9月30日を基準日とする優先中間配当金については支払わず、平成12年3月31日を基準日とする優先配当金については、1株につき53円82銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において、第一種の優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種の優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち第一種の優先株式1株につき50円の優先中間配当を支払う。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種の優先株主に対し、普通株主に先立ち、第一種の優先株式1株につき4,000円を支払う。第一種の優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 第一種の優先株式の消却

当行はいつでも第一種の優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

4. 議決権

第一種の優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

5. 第一種の優先株式の併合または分割、株式の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、第一種の優先株式については株式の併合または分割を行わない。また、第一種の優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利、新株予約権付社債の割当てを受ける権利または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えない。

6. 取得請求権

第一種の優先株主は、下記(1)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して、自己の有する第一種の優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式を取得すると引換えに、下記(2)に定める財産を当該第一種の優先株主に対して交付するものとする。

(1) 取得を請求することができる期間

平成12年9月18日から平成26年9月16日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会の日までの期間を除く。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株主が取得の請求をした第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される）を乗じた額を下記(3)ないし下記(5)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成12年9月18日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所の当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初取得価額の下限は、1,000円とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成13年9月18日から平成25年9月18日までの毎年9月18日（以下それぞれ取得価額修正日という）における時価が当該取得価額修正日に有効な取得価額を下回る場合には、取得価額は、当該取得価額修正日以降時価に修正されるものとする。

ただし、当該時価が1,000円（以下下限取得価額という）を下回るときは、下限取得価額に修正されるものとする。

この場合に使用する時価は、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数は除く）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

(5) 取得価額の調整

イ. 第一種の優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む）を次に定める算式（以下取得価額調整式という）により調整する（以下調整後の取得価額を調整後取得価額という）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

() 取得価額調整式に使用する1株当たり時価（本(5)八.(i)に定義する。以下本(5)において同じ）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ）、その他の証券（以下取得請求権付株式等という）、または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、その他の証券（以下取得条項付株式等という）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

() 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式について増加する普通株式数を除く）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

() 取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（本(5)二.に定義する意味を有する。以下本()および本(5)八.()において同じ）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

ロ. 本(5)イ.(i)ないし()に掲げる場合のほか、株式の併合、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む）に変更される。

ハ.

() 取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日（以下調整日という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）に相当する金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。

() 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整日の前日において有効な取得価額とする。

()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(本(5)イ.(i)ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない)の、基準日がない場合は調整日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式数を除く)に当該取得価額の調整の前に本(5)イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数を加えたものとする。

()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、本(5)イ.(i)の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、本(5)イ.()の場合には0円、本(5)イ.()の場合には価額とする。

ニ. 本(5)イ.()および本(5)ハ.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式数で除した金額をいう。

ホ. 本(5)イ.(i)ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、本(5)イ.(i)ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ヘ. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまる場合は、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

7. 金銭を対価とする取得条項

(1) 当行は、平成22年9月18日以降、取締役会が別に定める日(以下取得日という)が到来したときは、法令上可能な範囲で、第一種の優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第一種の優先株主に対して交付するものとする。なお、第一種の優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記6.に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 当行は、第一種の優先株式の取得と引換えに、第一種の優先株式1株につき、第一種の優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)に経過優先配当金相当額(取得日において、取得日の属する事業年度の初日(同日を含む)から取得日(同日を含む)までの日数に100円を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)をいう。ただし、取得日の属する事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする)を加えた額の金銭を交付する。

8. 一斉取得

当行は、平成26年9月16日までに当行に取得されていない第一種の優先株式の全てを、平成26年9月17日(以下一斉取得日という)をもって取得する。この場合、当行は、かかる第一種の優先株式を取得するのと引換えに、各第一種の優先株主に対し、その有する第一種の優先株式数に第一種の優先株式1株当たりの払込金相当額(ただし、第一種の優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される)を乗じた額を一斉取得価額で除した数の普通株式を交付するものとする。上記「一斉取得価額」は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する)とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が1,000円を下回るときは、一斉取得価額は1,000円とする。第一種の優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

9. 取得請求または一斉取得により発生する単元未満株式の買取り

第一種の優先株式の取得請求または一斉取得により単元未満株式が発生する場合、当行は、会社法に定める単元未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

(注)3. 第二回第二種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株式に先立ち本優先株式1株につき104円の優先配当金を支払う。ただし、平成12年8月15日から平成13年3月31日までの229日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき65円25銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき52円の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき4,000円を支払う。本優先株主に対しては、前記の4,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先株式の消却

(1) 当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(2) 当行は、平成19年3月31日以降いつでも、本優先株式1株につき4,000円で本優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。

4. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

5. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない。また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

6. 普通株式への転換

本優先株主は、普通株式への転換請求権を有しない。また、普通株式への一斉転換も行われぬ。

(注) 4. 第三回第三種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき転換価額を算出していることから、株価の下落により、転換により発行すべき普通株式数が増加する場合があります。転換価額は、転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値により算出され、毎年9月30日に修正されます。但し、転換価額の下限は1,014円であります。(下記「7. 普通株式への転換」参照) また、下記「4. 本優先株式の消却」に記載のとおり、当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

提出日現在第三回第三種優先株式の普通株式への転換はありません。

第三回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

1. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という。)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき45円15銭の優先配当金を支払う。ただし、平成12年9月30日から平成13年3月31日までの183日間に対する優先配当金については、本優先株式1株につき22円64銭を支払う。

(2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して、優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(4) 優先中間配当金の額

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき22円57銭の優先中間配当金を支払う。ただし、平成12年度においては、中間配当は行わず、優先配当金のみの支払とする。

2. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3,500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の3,500円のほか、残余財産の分配は行わない。

3. 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当行の発行する各種の優先株式と同順位とする。

4. 本優先株式の消却

当行はいつでも本優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

5. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

6. 株式の併合または分割、新株引受権等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、本優先株式については株式の併合または分割を行わない、また本優先株主には新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

7. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成14年9月30日から平成26年3月30日までとする。

ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は下記の転換の条件で、当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

イ. 当初転換価額

当初転換価額は、平成14年9月30日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は1,014円（以下「下限転換価額」という。）とする。

なお、上記45取引日の間に下記八. に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八. に準じて調整される。

ロ. 転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月30日から平成25年9月30日までの毎年9月30日（以下それぞれ「転換価額修正日」という。）における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記八. に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は八. に準じて調整される。

ハ. 転換価額の調整

(イ) 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

a. 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、払込日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

b. 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、また株式の分割のための株主割当日がない場合は商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

c. 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当行の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合

調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

d. 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(ロ) 上記八.(イ)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。

(ハ) 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記八.(イ) b. ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数は除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記八.(イ)または(ロ)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は、上記八.(イ)または(ロ)に準じて調整される。

(ニ) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

a. 株式の分割を行う場合は、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日

b. その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日

(ホ) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、上記八.(イ) a. の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、上記八.(イ) b. の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、上記八.(イ) c. の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額、上記八.(イ) d. の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

(ヘ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

二. 転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

ホ. 転換により発行する株式の内容

株式会社千葉興業銀行額面普通株式（現在1株の額面金額500円）

へ．転換請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社

ト．転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記へ．に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

チ．普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成26年3月31日（以下「一斉転換日」という。）をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が普通株式の額面金額または下限転換価額のいずれか高い金額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該いずれか高い金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

リ．期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

ヌ．転換により発生する単位未満株式の買取

本優先株式の転換により単位未満株式が発生する場合、当行は、商法に定める単位未満株式の買取請求がなされたものとしてこれを買取る。

（注）5．第四回第四種優先株式については、当行普通株式の終値の平均値に基づき取得価額を算出していることから、株価の下落により、取得請求権の行使により交付される普通株式数が増加する場合があります。なお、取得を請求することができる期間は、平成32年4月1日から平成40年3月30日までとしております。取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。）に修正されます。但し、取得価額の下限は223円であります。（下記「4．普通株式を対価とする取得請求権」参照）また、下記「5．金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日（以下「取得日」という。）が到来したときは、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる旨定めております。

当該優先株式の権利の行使に関する事項、及び当行の株券の売買に関する事項について、当該優先株式所有者との間において特段の取決めはありません。

第四回第四種優先株式の内容は次のとおりであります。

1．優先配当金

(1) 第四種優先期末配当金

当行は、定款第11条に定める期末配当金を支払うときは、当該期末配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された第四種優先株式を有する株主（以下「第四種優先株主」という。）または第四種優先株式の信託受託者（以下「第四種優先信託受託者」という。）、第四種優先株式の登録株式質権者（以下「第四種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の信託受託者（以下「普通信託受託者」という。）、普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第四種優先株式1株につき年220円（ただし、平成25年3月31日を基準日とする第四種優先期末配当金については、第四種優先株式1株につき年48.22円。また、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整されるものとし、当該事業年度において定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。）の期末配当金（以下「第四種優先期末配当金」という。）を支払う。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して支払う期末配当金の額が第四種優先期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、第四種優先期末配当金の額を超えて配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通信託受託者、普通登録株式質権者に先立ち、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に下記(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過第四種優先期末配当金相当額

第四種優先株式1株当たりの経過第四種優先期末配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に第四種優先期末配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切上げる。）をいう。ただし、分配日の属する事業年度において第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して定款第12条に定める優先中間配当金の全部または一部を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

3. 議決権

第四種優先株主は、全ての事項について株主総会において議決権を有しない。ただし、第四種優先株主は、()各事業年度終了後、(a)当該事業年度に係る定時株主総会に第四種優先期末配当金の額全部の支払を受ける旨の議案が提出されないときは、当該定時株主総会より、または、(b)第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の議案がその定時株主総会において否決されたときは、当該定時株主総会終結の時より、()第四種優先期末配当金の額全部の支払いを受ける旨の株主総会決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権

第四種優先株主は、下記(2)に定める取得を請求することができる期間中、当行に対して自己の有する第四種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当行は当該第四種優先株主がかかる取得の請求をした第四種優先株式を取得すると引換えに、下記(3)に定める財産を当該第四種優先株主に対して交付するものとする。

(2) 取得を請求することができる期間

平成32年4月1日から平成40年3月30日まで（以下「取得請求期間」という。）とする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株主が取得の請求をした第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(4)ないし(8)に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

(4) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日（取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所（当行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所）における当行の普通株式の終値（気配表示を含む。以下「終値」という。）が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

(5) 取得価額の修正

取得請求期間において、毎年4月1日および10月1日（以下「決定日」という。）の翌日以降、取得価額は、決定日まで（当日を含む。）の直近の5連続取引日（ただし、終値が算出されない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。）の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記(7)に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで（当日を含む。）の間に、下記(8)に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

(6) 上限取得価額

取得価額には上限を設けない。

(7) 下限取得価額

下限取得価額は223円とする（ただし、下記(8)による調整を受ける。）。

(8) 取得価額の調整

イ. 第四種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額（下限取得価額を含む。）を次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）により調整する（以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。）。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価（下記八.()に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(8)において同じ。）その他の証券（以下「取得請求権付株式等」という。）または当行の普通株式の交付と引換えに当行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券（以下「取得条項付株式等」という。）が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。）

調整後取得価額は、払込期日（払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

()株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数（基準日における当行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。）が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

()取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額（下記二.()に定義する。以下、本()、下記()および()ならびに下記八.()において同じ。）をもって当行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式等を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日（新株予約権の場合は割当日）（無償割当ての場合はその効力発生日）の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日（以下「価額決定日」という。）に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 当行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件（本イ、またはロ、と類似する希薄化防止のための調整を除く。）が付されている場合で、当該修正が行われる日（以下「修正日」という。）における修正後の価額（以下「修正価額」という。）が取得価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合（以下「調整係数」という。）を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

- (a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われていない場合
調整係数は1とする。
- (b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われている場合
調整係数は1とする。
ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。
- (c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記()または本()による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記(5)による取得価額の修正が行われていない場合
調整係数は、上記()または本()による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

- () 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式を交付する場合
調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
ただし、当該取得条項付株式等について既に上記()または()による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数（下記ホ、に定義する。）が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本()による調整は行わない。

- () 株式の併合をする場合
調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数（効力発生日における当行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。）を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ、上記イ、()ないし()に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額（下限取得価額を含む。）の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額（下限取得価額を含む。）に変更される。

八、

- () 取得価額調整式に使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の終値の平均値とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取得価額は、本(8)に準じて調整する。

- () 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。

- ()取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.()ないし()に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.およびロ.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.() (b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.() (b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.()または()に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
- ()取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.()の場合には、当該払込金額(無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.()および()の場合には0円、上記イ.()ないし()の場合には価額(ただし、()の場合は修正価額)とする。
- ニ. 上記イ.()ないし()および上記八.()において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.()において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.()に従って既発行普通株式数に含まれている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- ヘ. 上記イ.()ないし()において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.()ないし()の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。
- ト. 取得価額調整式により算出された上記イ.第2文を適用する前の調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額(ただし、円位未満小数第2位までを算出し、その小数第2位を切捨てる。)を使用する。
- (9) 合理的な措置
上記(4)ないし(8)に定める取得価額(第6項(2)に定める一斉取得価額を含む。以下、本(9)において同じ。)は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。
- (10) 取得請求受付場所
みずほ信託銀行株式会社
- (11) 取得請求の効力発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記(10)に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。
5. 金銭を対価とする取得条項
- (1) 金銭を対価とする取得条項
当行は、平成32年4月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、第四種優先株主または第四種優先信託受託者、第四種優先登録株式質権者に対して、取得日から2週間以上の事前通知を行ったうえで、法令上可能な範囲で、第四種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの10連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、下記(2)に定める財産を第四種優先株主に対して交付するものとする。なお、第四種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も第4項(1)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

(2) 取得と引換えに交付すべき財産

当行は、第四種優先株式の取得と引換えに、第四種優先株式1株につき、第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）に経過第四種優先期末配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本(2)においては、第2項(3)に定める経過第四種優先期末配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過第四種優先期末配当金相当額を計算する。

6. 普通株式を対価とする取得条項

(1) 普通株式を対価とする取得条項

当行は、取得請求期間の末日までに当行に取得されていない第四種優先株式の全てを、取得請求期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって一斉取得する。この場合、当行は、かかる第四種優先株式を取得するのと引換えに、各第四種優先株主に対し、その有する第四種優先株式数に第四種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、第四種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を下記(2)に定める普通株式の時価（以下「一斉取得価額」という。）で除した数の普通株式を交付するものとする。第四種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

(2) 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日（終値が算出されない日を除く。）の毎日の終値の平均値に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。）とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得価額とする。

7. 株式の分割または併合および株式無償割当て

(1) 分割または併合

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式の分割または併合を行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

(2) 株式無償割当て

当行は、定款により制限を受ける場合を除き、株式無償割当てを行うときは、普通株式および第四種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

8. 優先順位

第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式および第四種優先株式にかかる優先期末配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は、それぞれ同順位とする。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

10. その他

上記各項は、各種の法令に基づく許認可等の効力発生を条件とする。

(注) 6. 第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第三種優先株式及び第四回第四種優先株式については、単元株式数は100株であります。また、会社法第322条第2項に規定する定款の定めはありません。なお、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。

上記(注)4.の文中の「額面普通株式」は「普通株式」、「普通株式の額面金額」は「500円」、「商法」は「旧商法」であります。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第一回第一種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第91期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第三回第三種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第91期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)	-	-

第四回第四種優先株式

	第4四半期会計期間 (平成25年1月1日から 平成25年3月31日まで)	第91期 (平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株 予約権付社債券等の数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	-
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	-
当該期間の権利行使に係る資金調達額(百万円)	-	-
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(株)		-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)		-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)		-
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等に係る累計の資金調達額(百万円)		-

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成25年1月11日(注)1	6,400	80,522	16,000	73,941	16,000	48,792
平成25年1月11日(注)2	-	80,522	16,000	57,941	16,000	32,792

(注)1. 新株発行の内容は次の通りであります。

有償 第三者割当 第四回第四種優先株式 6,400千株 発行価格 5,000円 資本組入額 2,500円

- 会社法第447条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本金の額16,000百万円を、同法第448条第3項をもって読み替えた同条第1項の規定に基づき資本準備金の額16,000百万円をそれぞれ減少し、その他資本剰余金に振替えたものであります。
- 平成25年6月27日開催の定時株主総会において、資本準備金を30,000百万円減少し、その他資本剰余金へ振替える旨決議しております。

(6) 【所有者別状況】

普通株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	49	39	810	105	2	8,356	9,362	
所有株式数 (単元)	7	235,250	7,140	133,194	34,633	12	95,550	505,786	143,445
所有株式数の 割合(%)	0.00	46.51	1.41	26.33	6.84	0.00	18.89	100.00	

(注)自己株式55,201株は「個人その他」に552単元、「単元未満株式の状況」に1株含まれております。

第一回第一種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	
所有株式数(単元)	-	12,500	-	-	-	-	-	12,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第二回第二種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	-	-	-	-	-	2	
所有株式数(単元)	-	50,000	-	-	-	-	-	50,000	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第三回第三種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	-	-	-	-	-	1	
所有株式数(単元)	-	171,500	-	-	-	-	-	171,500	-
所有株式数の割合(%)	-	100.00	-	-	-	-	-	100.00	

第四回第四種優先株式

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	-	155	-	-	7	165	
所有株式数(単元)	-	2,800	-	60,540	-	-	660	64,000	-
所有株式数の割合(%)	-	4.37	-	94.59	-	-	1.03	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内3-4-2	17,150,000	21.29
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	7,916,956	9.83
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	7,916,954	9.83
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	2,358,200	2.92
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,502,000	1.86
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	1,349,700	1.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,196,500	1.48
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	1,148,900	1.42
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	926,800	1.15
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	760,117	0.94
計		42,226,127	52.44

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下のとおりであります。

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に 対する所有議決権 数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	47,919	9.48
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	47,919	9.48
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	21,582	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,020	2.97
坂本飼料株式会社	千葉県銚子市松岸町3-216-1	12,497	2.47
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	11,965	2.36
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1-26-1	10,889	2.15
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	9,268	1.83
千葉興業銀行行員持株会	千葉県千葉市美浜区幸町2-1-2	7,601	1.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1-8-11	6,505	1.28
計		191,165	37.83

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第一種優先株式 1,250,000 第二回第二種優先株式 5,000,000 第三回第三種優先株式 17,150,000 第四回第四種優先株式 6,400,000		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 55,200		前記「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
完全議決権株式(その他)	普通株式 50,523,400	505,234	同上
単元未満株式	普通株式 143,445		同上
発行済株式総数	80,522,045		
総株主の議決権		505,234	

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社千葉興業銀行	千葉県美浜区幸町 2 - 1 - 2	55,200	-	55,200	0.06
計		55,200	-	55,200	0.06

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,017	567,496
当期間における取得自己株式	203	176,596

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (-)	-	-	-	-
保有自己株式数	55,201		55,404	

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。

当行は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

なお、当行は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)		1株当たり配当額(円)	
平成25年6月27日 定時株主総会決議	第一回第一種優先株式	125	第一回第一種優先株式	100
	第二回第二種優先株式	520	第二回第二種優先株式	104
	第三回第三種優先株式	774	第三回第三種優先株式	45.15
	第四回第四種優先株式	308	第四回第四種優先株式	48.22

平成25年3月期の普通株式の配当につきましては、見送らせていただくことといたしました。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第87期	第88期	第89期	第90期	第91期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	1,586	1,048	748	505	1,070
最低(円)	812	623	357	392	360

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	11月	12月	平成25年1月	2月	3月
最高(円)	428	455	598	733	801	1,070
最低(円)	398	401	410	576	631	761

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役頭取 (代表取締役)		青柳 俊一	昭和30年7月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成8年8月 国際部調査役兼ニューヨーク駐在 員事務所長 平成15年7月 参事経営企画部担当部長 平成16年5月 参事経営企画部長 平成16年6月 執行役員経営企画部長 平成19年5月 常務執行役員 平成19年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 取締役頭取(現職)	平成25年6 月から1年	普通株式 2,000
取締役副頭取 (代表取締役)		梅村 星児	昭和32年7月16日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 平成12年4月 同行生駒支店長 平成14年1月 同行市ヶ谷支店長 平成16年7月 株式会社みずほ銀行名古屋駅前支 店長 平成18年3月 同行業務部支店業務第五ユニット ユニット担当部長 平成20年12月 株式会社オリエントコーポレー ション執行役員 経営企画グループ みずほ連携部担当 平成22年4月 当行常務執行役員 平成22年6月 取締役副頭取(現職)	平成25年6 月から1年	普通株式 3,000
専務取締役 専務執行役員		星野 智史	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 当行入行 平成13年5月 土気南支店長 平成15年3月 審査部副部長 平成15年7月 審査部担当部長 平成16年5月 審査部長 平成16年7月 参事審査部長 平成17年6月 執行役員審査部長 平成18年5月 執行役員本店営業部長 平成19年5月 常務執行役員本店営業部長 平成20年4月 常務執行役員 平成20年6月 常務取締役常務執行役員 平成21年6月 専務取締役専務執行役員(現職)	平成25年6 月から1年	普通株式 4,600
常務取締役 常務執行役員		田中 宏	昭和30年2月6日生	昭和52年4月 当行入行 平成13年4月 市川支店長 平成15年7月 参事市川支店長 平成16年5月 参事市場金融部長 平成17年6月 執行役員市場金融部長 平成19年5月 執行役員経営企画部長 平成21年5月 常務執行役員経営企画部長 平成24年4月 常務執行役員 平成24年6月 常務取締役常務執行役員(現職)	平成25年6 月から1年	普通株式 3,300
常勤監査役		安田 達央	昭和28年5月9日生	昭和52年4月 当行入行 平成13年12月 東金サンピア支店長 平成15年10月 松戸支店長 平成16年7月 参事松戸支店長 平成17年10月 参事人事総務部長 平成18年6月 執行役員人事総務部長 平成20年6月 常勤監査役(現職)	平成25年6 月から4年	普通株式 1,200

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		田中 直樹	昭和31年11月26日生	昭和55年4月 当行入行 平成13年12月 検見川支店長兼真砂支店長 平成16年1月 木更津支店長 平成17年5月 営業統括部第五エリア営業本部長 平成17年7月 参事営業統括部第五エリア営業本部長 平成19年5月 参事支店業務部長 平成19年6月 執行役員支店業務部長 平成20年6月 執行役員人事総務部長 平成21年7月 執行役員人事部長 平成23年4月 執行役員本店営業部長 平成24年4月 執行役員 平成24年6月 常勤監査役(現職)	平成25年6月 月から4年	普通株式 2,000
監査役		原口 秀夫	昭和27年7月5日生	昭和52年4月 安田火災海上保険株式会社入社 平成13年6月 同社海上業務部長 平成14年1月 同社本店企業推進室長 平成14年4月 同社本店営業第五部長 平成14年7月 株式会社損害保険ジャパン本店営業第五部長 平成16年4月 同社北米部長 平成17年1月 同社休職(出向) 損保ジャパンアメリカ(ソンプ・ジャパン・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ) 平成19年4月 同社執行役員(休職) 損保ジャパンアメリカ(ソンプ・ジャパン・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ) 平成21年4月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社顧問 平成23年6月 公益財団法人損保ジャパン美術財団常務理事 平成23年6月 当行監査役(現職) 平成24年6月 公益財団法人損保ジャパン美術財団専務理事(現職)	平成23年6月 月から4年	普通株式 400
監査役		鈴木 伸弥	昭和30年5月21日生	昭和54年4月 安田生命保険相互会社入社 平成11年4月 同社山形支社長 平成13年4月 同社経営調査室長 平成16年1月 明治安田生命保険相互会社リスク管理統括部長 平成18年7月 同社商品部長 平成20年7月 同社執行役員商品部長 平成22年4月 同社常務執行役員(現職) 平成25年6月 当行監査役(現職)	平成25年6月 月から4年	-
計						普通株式 16,500

- (注) 1. 監査役原口秀夫及び監査役鈴木伸弥は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 当行は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
米倉 偉之	昭和27年6月4日生	昭和59年4月 弁護士登録 昭和59年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所 (現 東京丸の内法律事務所) 入所(現職)	-

3. 当行では、機動的な業務執行体制と経営意思決定の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成25年6月27日現在の執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)は次のとおりであります。

常務執行役員 岡本繁雄、加藤重人、立野嘉明

執行役員 稲葉保実、松井一登、尾地隆一郎、伊藤広成、大庭正和、糸日谷正利、戸田恭央

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方>

当行は、企業活動の価値観の拠り所として、また活動を展開する上での判断基準として企業理念を定めております。企業理念である『地域とともに、お客さまのために、「親切」の心で』は、当行の存在意義、経営姿勢、行動規範を示したものであります。この企業理念の実践と併せて企業倫理を確立するために千葉興業銀行倫理憲章を制定し、銀行の内外に公表するとともに、役職員全員の行動基準と位置付けております。倫理憲章は、「1.健全な経営と揺るぎない信頼の確立、2.法令やルールの厳格な遵守、3.地域の発展への貢献、4.反社会的勢力との対決、5.経営情報の公正な開示」の5項目からなっております。この倫理憲章の趣旨を踏まえ、コンプライアンス委員会、リスク統括部を設置し企業倫理の実践態勢、法令等遵守態勢を整備しております。また、経営方針や経営成績及び財政状態等、企業情報のディスクロージャーやアカウンタビリティ（説明義務）等の充実に努めるとともに、意思決定、執行等に係る体制として、経営の最高意思決定及び監督機関である取締役会、頭取・CEOを議長として銀行業務執行に係る重要事項を審議する経営会議に加え、具体的な執行に係る企画等については、頭取からの権限委譲により副頭取・COOと経営執行委員会に委ねる体制とすることで、経営の透明性確保と経営の迅速化に重点を置いたガバナンス体制を構築しております。

企業統治の体制の概要等

イ．企業統治の体制の概要

当行は、取締役会を経営の最高意思決定及び監督機関とし、取締役会規程等に基づき、経営方針等の重要な業務執行の決定を行うとともに、業務の執行状況の報告を受け、その遂行状況の監督を行っております。取締役会には必ず監査役が出席し、必要に応じて意見を述べております。取締役会は4名で構成されております。また、監査役は、4名のうち半数の2名が社外監査役であります。取締役会の下部組織として、頭取・CEOを議長に、取締役、監査役、案件を担当する執行役員及び本部の部・室長を構成メンバーとする経営会議を置いており、銀行業務に関わる重要事項等を審議しております。具体的な執行に関わる企画等については、副頭取・COOと経営執行委員会に委ね、経営の効率化、執行のスピードアップを図っております。また、弁護士や税理士等と顧問契約を締結しており、必要に応じて適宜、専門家の意見を参考にいたしております。このように、十分な討議と意思疎通を図り、法令等を遵守した経営の意思決定が行える体制としております。

当行は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が経営監視機能として有効であると判断し、監査役設置会社の形態を採用しております。なお、監査役4名中2名は大企業の経営者としての経験と見識を有する社外監査役を選任しており、適法性の監査に加え、取締役会における決定や業務執行にあたり、その経験や見識に基づいたアドバイスを受けることができる状況にあります。

ロ．内部統制システムの整備状況

(イ) 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、業務の適正を確保するため、以下の9項目の体制整備を図っております。

取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ・コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ・部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ・コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ・取締役会規程において、コンプライアンスに関する重要な事項を3ヶ月に1回以上取締役会に報告することを定めております。
- ・反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行倫理憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決します。
- ・業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ・取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ・方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ・リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・執行役員制度の導入と併せ、経営会議、経営執行委員会、各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。

当行並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当行の連結子会社については管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築しております。
- ・また当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し同社の子会社である株式会社みずほコーポレート銀行に重要事項の事前通知・報告を行い経営管理を受けております。
- ・さらにリスク管理、コンプライアンス、内部監査については、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほコーポレート銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。

前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ・監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。

取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議・報告等の監査役への回覧、内部監査結果の監査役への報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。

その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ・代表取締役は常勤監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ・監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べる事が可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による営業店・本部・連結子会社の監査、監査役監査、外部監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

(ロ) リスク管理体制

当行は、リスク管理を経営の重要課題と位置付け、銀行業務に内在するリスクの規模、質に応じた適切なリスク管理体制を構築のうえ、リスクを正確に把握し適切に管理することにより経営の健全性の維持・向上に努め、経営基盤をより強固なものとするをリスク管理の基本方針としております。主要なリスクについて、管理規程、所管部署を定め管理する体制とするとともに、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理する体制としてリスク統括部を設置する他、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置するなど、リスク管理の実効性向上に向けた体制の強化等に取組んでおります。

(ハ) コンプライアンス体制

銀行の持つ高い公共性、社会的責任の重さに対する認識のもと、コンプライアンスについては経営の基本原則と位置付けております。コンプライアンス委員会を設置して組織横断的な議論を行うほか、各部室店には、コンプライアンス責任者、コンプライアンス担当者を配置してコンプライアンスを推進しております。

これまでも、コンプライアンスに係る諸規定の整備・充実・態勢の整備・強化を図ってまいりましたが、社会環境の変化に対応した法令等の制定・改正等について、その趣旨を十分理解し的確に対応すべく、研修の充実やコンプライアンス・プログラムの実施等により行内への周知徹底を図るなど、法令等遵守態勢のさらなる充実を図っております。

(二) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

当行は、企業活動遂行上の行動基準と位置付けている「千葉興業銀行倫理憲章」の一項目に「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との断固対決」を掲げ、「反社会的勢力に対する基本方針」をホームページに公表し、反社会的勢力との関係遮断を明確に示し、研修等を通じて基本的な考え方を行内に周知徹底しております。また、規程類・マニュアル類を整備し、反社会的な勢力との具体的な対応要領をわかりやすく示すとともに、営業店・本部の連携、警察当局との連携により、反社会的勢力から接触があった場合にも、速やかに対応策を協議し適切な対応ができる体制を構築しております。反社会的勢力の定義がより明確化され、関係遮断に取組む姿勢が一層求められる中で、引き続き十分な行内態勢の構築・強化に取り組んでまいります。

八．責任限定契約の内容の概要

当行は社外監査役との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

内部監査及び監査役監査の状況

内部監査については、監査部の業務監査担当（12名）が、本部・営業店及び関連会社の内部管理態勢（コンプライアンス態勢、リスク管理態勢を含む）等の、適切性及び有効性の検証、問題点の改善方法の提言を行っております。また、資産監査室（4名）が本部・営業店の自己査定・信用格付、償却・引当の正確性及び適切性並びに与信管理状況の検証を行っております。

監査役監査については、株主の負託を受けた独立の機関として、4名の監査役（うち常勤監査役2名・非常勤（社外）監査役2名）が、監査役監査基準に則って、取締役が行う意思決定状況、法令等遵守、リスク管理、企業情報開示などを含む内部統制システムの構築・運用状況の監査、取締役会・経営会議等重要な会議への出席、諸会議議事録・稟議書類・各種報告書類等の閲覧、取締役及び行員から受領した報告内容の検証、当行の業務及び財産の状況に関する調査、営業店への往査等を行っております。

監査法人は、新日本有限責任監査法人であります。会計監査を行った公認会計士は菅原和信・藤井義博であり、また補助者は14名（公認会計士6名、その他8名）となっております。新日本有限責任監査法人に対しましては、会計監査に加え、システム監査を依頼するなど外部監査機能の充実を図っております。

監査役と内部監査部門の連携については、毎月1回開催する業務監査報告会（監査部が実施する営業店業務監査の結果報告会）に監査役が出席し内部監査の結果について聴取し状況把握しております。また、監査部と監査役の意見交換会を毎月1回実施し、連携強化を図っております。監査役と会計監査人の連携の内容は、会計監査人の往査及び監査講評への立会い、会計監査人との意見交換会の開催等であります。監査役と会計監査人の連携の他、監査役は内部統制部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監査の実施に努めております。

社外取締役及び社外監査役

当行の社外監査役は原口秀夫、鈴木伸弥の2名であります。社外監査役を選任するための独立性に関する基準等は特段定めておりませんが、社外監査役は当行との間に利害関係がなく独立性を堅持する人物を選任しております。社外監査役両氏は当行との間に利害関係のない立場で経営陣に対して独立性を堅持するとともに、監査役に求められる実効性や専門性の要素を兼ね備えております。中立・公正な立場で、適切かつ効率的な業務執行、企業倫理・法令等遵守、一般株主保護等の観点から客観的に監査を実施するなど、適切な監督機能を十分に発揮しております。また、社外監査役は会計監査人との意見交換会等に出席する等、会計監査人との連携を図る他、内部統制部門・内部監査部門から必要に応じて報告等を受けるなど、実効性の高い監査の実施に努めております。

社外監査役原口秀夫氏は、平成23年6月まで株式会社損害保険ジャパンの業務執行者でありましたが、以降、直接業務執行には携わっておりません。同氏が業務執行者であった株式会社損害保険ジャパンとは、預金等の経常的な取引や当行窓口で同社保険商品の取扱いがありますが、当行の預金量に占める取引の規模や取引の性質に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

社外監査役鈴木伸弥氏は、明治安田生命保険相互会社の常務執行役であります。明治安田生命保険相互会社とは、預金等の経常的な取引や当行窓口で同社保険商品の取扱い、及び同社からの借入金があります。いずれも取引の規模や性質に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。

なお、社外監査役両氏を株式会社東京証券取引所に対して、一般株主と利益相反の生じるおそれがない独立役員として届出しております。

当行の経営陣から独立性を堅持する社外監査役2名と常勤監査役2名からなる監査役会と4名の取締役からなる取締役会の連携体制を中心として、十分な討議と意思疎通を図り、適切かつ効率的な業務執行、企業倫理・法令等遵守、一般株主保護等の観点から経営に対する監督機能を十分に発揮できる体制として現在の体制を採用していることから、社外取締役は選任しておりません。

役員の報酬等の内容

当事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の総額	
			基本報酬	退職慰労金
取締役	4	58	49	9
監査役（社外監査役を除く）	2	22	19	3
社外役員	2	4	3	0

（注）1．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬は、定款の定めるところにより、株主総会の決議を得た額以内とされ、規程に基づき、職務・職位等を勘案して決定されております。

2．当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額を「退職慰労金」の欄に記載しております。

3．上記のほか、平成24年6月28日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金11百万円（取締役1名に対し6百万円、監査役1名に対し5百万円）を支払っております。なお、本金額中には、過年度開示した役員退職慰労引当金の繰入額10百万円（取締役分5百万円、監査役分4百万円）が含まれております。

株式の保有状況

イ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

銘柄数	125銘柄
貸借対照表計上額の合計額	22,256百万円

ロ．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的（前事業年度）

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

（特定投資株式）

銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
N K S Jホールディングス株式会社	717,562	1,327	安定株主として長期的に保有しております。
キッコーマン株式会社	1,033,564	989	同 上
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	939	同 上
株式会社武蔵野銀行	320,308	912	同 上
東京海上ホールディングス株式会社	325,995	740	同 上
株式会社ケーヨー	1,363,833	707	同 上
イオン株式会社	592,562	644	同 上
株式会社オリエンタルランド	65,000	576	同 上
ユアサ・フナシヨク株式会社	2,282,905	463	同 上
株式会社大垣共立銀行	1,539,350	458	同 上
京成電鉄株式会社	706,000	451	同 上
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	413	同 上

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社クレックス	331,000	335	同上
株式会社丸山製作所	1,625,879	295	同上
株式会社肥後銀行	525,000	257	同上
山崎製パン株式会社	216,832	257	同上
株式会社クレディセゾン	151,800	254	同上
株式会社四国銀行	731,900	226	同上
新日本建設株式会社	968,480	216	同上
東急不動産株式会社	500,000	202	同上
T P R 株式会社	146,072	199	同上
株式会社ウェザーニューズ	80,000	192	同上
出光興産株式会社	22,800	188	同上
株式会社マツモトキヨシホールディングス	100,000	179	同上
大成建設株式会社	768,000	165	同上
大多喜ガス株式会社	380,360	163	同上
関東天然瓦斯開発株式会社	378,843	162	同上
安田倉庫株式会社	300,000	160	同上
東京建物株式会社	470,305	157	同上
日産化学工業株式会社	200,000	155	同上

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

(当事業年度)

貸借対照表計上額の大きい順の30銘柄は次のとおりであります。

(特定投資株式)

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
キッコーマン株式会社	1,033,564	1,712	安定株主として長期的に保有しております。
N K S J ホールディングス株式会社	717,562	1,409	同上
京葉瓦斯株式会社	2,700,750	1,215	同上
株式会社武蔵野銀行	320,308	1,181	同上
株式会社オリエンタルランド	65,000	995	同上
イオン株式会社	742,562	902	同上
東京海上ホールディングス株式会社	325,995	863	同上
京成電鉄株式会社	804,000	806	同上
株式会社ケーヨー	1,363,833	651	同上
株式会社みずほフィナンシャルグループ	3,062,309	609	同上

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
株式会社大垣共立銀行	1,539,350	526	同上
ユアサ・フナシヨク株式会社	2,282,905	495	同上
株式会社丸山製作所	1,625,879	440	同上
東急不動産株式会社	500,000	438	同上
株式会社クレディセゾン	151,800	355	同上
サッポロホールディングス株式会社	900,000	355	同上
株式会社クレックス	331,000	343	同上
安田倉庫株式会社	300,000	331	同上
株式会社肥後銀行	525,000	315	同上
東京建物株式会社	470,305	309	同上
住友不動産株式会社	86,000	309	同上
山崎製パン株式会社	216,832	277	同上
株式会社マツモトキヨシホールディングス	100,000	272	同上
フクダ電子株式会社	80,000	272	同上
関東天然瓦斯開発株式会社	378,843	250	同上
新日本建設株式会社	968,480	235	同上
日産化学工業株式会社	200,000	226	同上
T P R 株式会社	146,072	214	同上
株式会社四国銀行	731,900	211	同上
大多喜ガス株式会社	380,360	201	同上

(みなし保有株式)

該当事項はありません。

八. 保有目的が純投資目的である投資株式の貸借対照表計上額、受取配当金、売却損益及び評価損益

	前事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	5	6	140	0
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

	当事業年度			
	貸借対照表計上額 (百万円)	受取配当金 (百万円)	売却損益 (百万円)	評価損益 (百万円)
上場株式	238	7	16	38
非上場株式	-	-	-	-

(注) 減損処理はありません。

ニ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式のうち、保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの該当事項はありません。

取締役の定数

当行の取締役は16名以内とする旨定款に定めております。

取締役の選任及び解任の決議要件

当行は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当行は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により、同条第1項に定める自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。また、優先株式における同法第459条第1項第1号に定める事項については、取締役会の決議によって定めることができる旨定款に定めております。これは、機動的な資本政策の実施を可能とすることを目的とするものであります。

中間配当

当行は、取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された最終の株主、又は信託受託者、登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当（中間配当）をすることができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元の実施を可能とすることを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

種類株式の議決権

第一種から第五種までの優先株式の議決権につきましては、「優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。」と定款に定めております。これらの種類の株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配について普通株式に優先すること等の株式の内容との関係から、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しないとしております。なお、当行が発行している優先株式は、第一回第一種優先株式、第二回第二種優先株式、第三回第三種優先株式及び第四回第四種優先株式であり、第五種の優先株式は発行しておりません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	65	8	65	-
連結子会社	-	-	-	-
計	65	8	65	-

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

当行が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、システムリスク管理態勢に関する助言業務の委託であります。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1．当行の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 2．当行の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自平成24年4月1日 至平成25年3月31日）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。
- 4．当行は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会の行う研修等に参加しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	31,796	40,493
コールローン及び買入手形	38,000	80,000
買入金銭債権	10,777	8,507
商品有価証券	163	132
有価証券	7, 11 531,056	7, 11 541,215
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 8 1,610,425	1, 2, 3, 4, 5, 6, 8 1,654,970
外国為替	5 2,562	5 2,169
その他資産	7 30,896	7 29,048
有形固定資産	9 19,186	9 20,204
建物	6,043	6,434
土地	10,943	10,937
リース資産	42	52
建設仮勘定	9	50
その他の有形固定資産	2,146	2,729
無形固定資産	2,360	2,784
ソフトウェア	1,911	2,332
リース資産	58	63
その他の無形固定資産	390	389
繰延税金資産	22,469	17,715
支払承諾見返	27,231	22,766
貸倒引当金	14,863	14,193
資産の部合計	2,312,063	2,405,813
負債の部		
預金	7 2,110,426	7 2,153,266
譲渡性預金	6,160	5,170
借入金	10 13,819	10 21,563
外国為替	12	24
その他負債	13,465	14,293
退職給付引当金	5,606	6,149
役員退職慰労引当金	141	138
睡眠預金払戻損失引当金	520	698
支払承諾	27,231	22,766
負債の部合計	2,177,384	2,224,072
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	32,792	64,792
利益剰余金	41,735	48,991
自己株式	64	64
株主資本合計	132,406	171,661
その他有価証券評価差額金	669	8,289
その他の包括利益累計額合計	669	8,289
少数株主持分	1,602	1,790
純資産の部合計	134,678	181,741
負債及び純資産の部合計	2,312,063	2,405,813

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
経常収益	52,416	53,990
資金運用収益	33,034	31,775
貸出金利息	27,108	25,951
有価証券利息配当金	5,593	5,486
コールローン利息及び買入手形利息	96	113
預け金利息	89	82
その他の受入利息	146	141
役務取引等収益	7,861	8,387
その他業務収益	1,790	3,609
その他経常収益	9,730	10,217
償却債権取立益	1,187	1,514
その他の経常収益	8,542	8,703
経常費用	42,556	42,943
資金調達費用	1,641	1,391
預金利息	1,390	1,121
譲渡性預金利息	3	3
コールマネー利息及び売渡手形利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	-
借入金利息	236	255
その他の支払利息	9	9
役務取引等費用	2,497	2,498
その他業務費用	810	1,006
営業経費	25,495	25,255
その他経常費用	12,112	12,792
貸倒引当金繰入額	1,997	1,194
その他の経常費用	10,114	11,598
経常利益	9,859	11,046
特別利益	2	-
固定資産処分益	2	-
特別損失	78	127
固定資産処分損	73	70
減損損失	5	57
税金等調整前当期純利益	9,784	10,918
法人税、住民税及び事業税	412	890
法人税等調整額	1,155	1,212
法人税等合計	1,568	2,102
少数株主損益調整前当期純利益	8,215	8,816
少数株主利益	149	141
当期純利益	8,066	8,675

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	8,215	8,816
その他の包括利益	1 328	1 7,666
その他有価証券評価差額金	328	7,666
包括利益	8,543	16,482
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	8,348	16,295
少数株主に係る包括利益	194	187

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	57,941	57,941
当期変動額		
新株の発行	-	16,000
資本金から剰余金への振替	-	16,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	57,941	57,941
資本剰余金		
当期首残高	32,792	32,792
当期変動額		
新株の発行	-	16,000
資本金から剰余金への振替	-	16,000
当期変動額合計	-	32,000
当期末残高	32,792	64,792
利益剰余金		
当期首残高	35,088	41,735
当期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	8,066	8,675
当期変動額合計	6,647	7,255
当期末残高	41,735	48,991
自己株式		
当期首残高	63	64
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	64	64
株主資本合計		
当期首残高	125,759	132,406
当期変動額		
新株の発行	-	32,000
資本金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	8,066	8,675
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	6,646	39,255
当期末残高	132,406	171,661

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	386	669
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	282	7,620
当期変動額合計	282	7,620
当期末残高	669	8,289
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	386	669
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	282	7,620
当期変動額合計	282	7,620
当期末残高	669	8,289
少数株主持分		
当期首残高	1,408	1,602
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	194	187
当期変動額合計	194	187
当期末残高	1,602	1,790
純資産合計		
当期首残高	127,554	134,678
当期変動額		
新株の発行	-	32,000
資本金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	8,066	8,675
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	477	7,807
当期変動額合計	7,124	47,063
当期末残高	134,678	181,741

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,784	10,918
減価償却費	1,960	2,036
減損損失	5	57
貸倒引当金の増減()	278	669
退職給付引当金の増減額(は減少)	439	543
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	26	2
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	75	177
資金運用収益	33,034	31,775
資金調達費用	1,641	1,391
有価証券関係損益()	236	1,636
為替差損益(は益)	180	255
固定資産処分損益(は益)	70	70
商品有価証券の純増()減	10	31
貸出金の純増()減	48,998	44,544
預金の純増減()	60,892	42,839
譲渡性預金の純増減()	620	990
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	1,206	2,744
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	70	38
コールローン等の純増()減	36,965	39,730
外国為替(資産)の純増()減	3,103	392
外国為替(負債)の純増減()	18	12
資金運用による収入	33,016	32,075
資金調達による支出	2,211	1,677
その他	4,446	59
小計	16,647	28,010
法人税等の支払額	591	321
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,239	28,331
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	164,785	150,656
有価証券の売却による収入	98,959	90,968
有価証券の償還による収入	39,555	63,649
有形固定資産の取得による支出	877	1,481
有形固定資産の売却による収入	15	3
無形固定資産の取得による支出	723	1,056
投資活動によるキャッシュ・フロー	27,856	1,426
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入れによる収入	-	5,000
株式の発行による収入	-	31,805
配当金の支払額	1,419	1,419
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,419	35,385
現金及び現金同等物に係る換算差額	180	255
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	46,334	8,735
現金及び現金同等物の期首残高	70,439	24,104
現金及び現金同等物の期末残高	24,104 ₁	32,839 ₁

注記事項

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社 4社

連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は親会社と同一であります。

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：14年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ20百万円増加しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

(6) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,669百万円（前連結会計年度末は46,433百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(10) 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

（借主側）

当行及び連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

（貸主側）

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号平成19年3月30日）適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日）第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額（減価償却累計額控除後）をリース投資資産の期首の価額として計上しております。

なお、同適用指針第80項を適用した場合と比べ、税金等調整前当期純利益は76百万円（前連結会計年度は97百万円）増加しております。

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(15) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、一部の連結子会社を除き税抜方式によっております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

当該会計基準等は、財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、主に 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法を変更し、開示項目を拡充するほか、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を改正するものであります。

(2) 適用予定日

当行は については、平成25年4月1日に開始する連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、については、平成26年4月1日に開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、現在評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	845百万円	930百万円
延滞債権額	44,488百万円	42,830百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,072百万円	7,915百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
合計額	50,406百万円	51,675百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	11,904百万円	10,613百万円

6. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	- 百万円	2,004百万円

7. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	49,478百万円	49,225百万円
担保資産に対応する債務		
預金	204 "	235 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
有価証券	49,975百万円	18,448百万円
その他資産	55百万円	55百万円

また、その他資産には、先物取引差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
先物取引差入証拠金	3百万円	3百万円
保証金	1,795百万円	1,763百万円

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	418,432百万円	437,143百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	369,598百万円	388,432百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	21,437百万円	21,605百万円

10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	5,500百万円	10,500百万円

11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
	28,211百万円	31,681百万円

（連結損益計算書関係）

1. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
貸出金償却	1,263百万円	1,623百万円
株式等償却	14百万円	0百万円
信託受益権の償却	-百万円	1,318百万円

(連結包括利益計算書関係)

1. その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	933	13,496
組替調整額	43	2,288
税効果調整前	977	11,208
税効果額	648	3,541
その他有価証券評価差額金	328	7,666
その他の包括利益合計	328	7,666

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
合計	74,122	-	-	74,122	
自己株式					
普通株式	53	0	-	54	(注)
合計	53	0	-	54	

(注) 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成23年3月31日	平成23年6月30日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	利益剰余金	100	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	利益剰余金	104	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	利益剰余金	45.15	平成24年3月31日	平成24年6月29日

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	50,722	-	-	50,722	
第一回第一種優先株式	1,250	-	-	1,250	
第二回第二種優先株式	5,000	-	-	5,000	
第三回第三種優先株式	17,150	-	-	17,150	
第四回第四種優先株式	-	6,400	-	6,400	（注）1
合計	74,122	6,400	-	80,522	
自己株式					
普通株式	54	1	-	55	（注）2
合計	54	1	-	55	

（注）1. 第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当 額（円）	基準日	効力発生日
平成24年6月28日 定時株主総会	第一回第一種 優先株式	125	100	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第二回第二種 優先株式	520	104	平成24年3月31日	平成24年6月29日
	第三回第三種 優先株式	774	45.15	平成24年3月31日	平成24年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり配 当額（円）	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	第一回第一 種優先株式	125	利益剰余金	100	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第二回第二 種優先株式	520	利益剰余金	104	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第三回第三 種優先株式	774	利益剰余金	45.15	平成25年3月31日	平成25年6月28日
	第四回第四 種優先株式	308	利益剰余金	48.22	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
現金預け金勘定	31,796百万円	40,493百万円
定期預け金	5,000 "	5,000 "
その他預け金	2,692 "	2,653 "
現金及び現金同等物	24,104 "	32,839 "

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

(借主側)

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	17	16	-	1
無形固定資産	-	-	-	-
合計	17	16	-	1

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	8	8	-	0
無形固定資産	-	-	-	-
合計	8	8	-	0

2. 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
1年内	3	1
1年超	1	0
合計	5	1
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	3	3
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	1	0
支払利息相当額	0	0
減損損失	-	-

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。

(貸主側)

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

1. リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
その他資産	383	411

2. リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
その他負債	380	410

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、地元中小企業への貸出業務、住宅ローンなどの各種ローン等を主要事業として認識し、地域金融機関としての金融サービス事業を展開しております。また運用の一環として有価証券投資を行っております。

このように、金利変動、元本毀損などの各種リスクが内在する金融資産及び金融負債を有していることから、当行グループはリスク管理を経営の重要課題として位置づけ、リスク管理体制を構築し、各種リスクをコントロールするため「リスク管理の方針」のもと「リスク管理統括規程」を制定、リスクを統合的に管理する部署としてリスク統括部を設置するほか、横断的な組織としてリスク管理委員会を設置し、規程に基づいた管理を実施しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として県内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。その他、貸出金のうち貸出金利を固定とする約定でその期間が長期のものは金利の変動リスクにも晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、純投資目的及び顧客向け売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

金融負債のうち主要なものは預金ですが、そのうち定期預金で期間が長期のものは金利の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引は、主として金利スワップ取引及び通貨スワップ取引、為替予約取引があります。これらは、顧客の財務上のニーズにお応えするため、並びに金利・為替変動に対する当行のリスクを軽減することを目的として取り扱っています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

当行グループは、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

また、与信ポートフォリオ管理の一環である大口与信管理として、審査関連部は、半期毎に「大口与信モニタリング制度」により大口与信先の状況等を経営へ報告するとともに、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」を中心とした管理態勢を構築し、与信集中の防止に取り組んでおります。具体的には、「信用貸出（未保全）限度額ガイドライン」超過先は、経営宛に方針協議を行い、必要と判断された先については「個社別与信方針検討会」を実施しております。

有価証券の発行体、コールローンの相手先の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

() 金利リスクの管理

当行は金利の変動リスクを管理するため、部門を横断する機関として、ALM委員会を設置しております。

金利リスクを適切にコントロールするために、「金利リスク管理（金利ギャップ分析による管理）規程」に基づき、リスク管理部門（リスク統括部）により定期的にギャップ分析や金利感応度分析等によるモニタリングを実施、そのモニタリング結果をALM委員会に報告・協議しております。ALM委員会では、そのモニタリング結果を元に、有効なリスク・コントロールを図るべく協議を行い、さらに月次で取締役会に金利リスクの状況を報告しています。

() 為替リスクの管理

当行は、為替の変動リスクに関して、通貨ごとにポジションがスクエアになるよう日常的にコントロールし、管理しております。

() 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、市場関連リスクに関する管理諸規程に従い、適切にコントロールされています。具体的には半期毎に経営会議等において、自己資本等の経営体力の範囲内で、部門別・リスクカテゴリー別にリスクリミットや損失限度額を設定し、管理しています。当行グループが保有している株式の多くは、業務・資本提携を含む事業推進目的で保有しているものであり、取引先

の市場環境や財務状況などをモニタリングしており、経営陣に定期的に報告されております。

() デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、市場関連リスク管理各種規程に基づき実施、管理しております。

() 市場リスクに係る定量的情報

当行のリスク統括部において、「貸出金」、「有価証券」のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの以外のもの、「預金」、「外国為替」、「デリバティブ取引」など、いずれもトレーディング目的以外である主たる金融商品に対し、バリュー・アット・リスク（V a R）を用いて市場リスク量を計量しております。

このV a Rの算定は、分散・共分散法（保有期間1日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。

平成25年3月31日（当期の連結決算日）現在で当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,220百万円（前連結会計年度は2,321百万円）であります。

なお、当行グループでは、モデルが算出するV a Rと損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理

当行は、A L M委員会を通して、経営環境、資金繰り状況、流動性確保状況等を勘案した、適切な資金管理を行っております。また、日常の資金繰りは「ローンポジションの堅持」を基本方針として運営しており、市場性ある有価証券の保有等、流動性の確保に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

前連結会計年度（平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	31,796	31,725	70
(2) コールローン及び買入手形	38,000	38,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	163	163	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	38,197	37,848	348
その他有価証券	490,637	490,637	-
(5) 貸出金	1,610,425		
貸倒引当金（*1）	12,529		
	1,597,896	1,608,311	10,415
資産計	2,196,691	2,206,686	9,995
(1) 預金	2,110,426	2,110,761	334
負債計	2,110,426	2,110,761	334
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	247	247	-
デリバティブ取引計	247	247	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	40,493	40,603	110
(2) コールローン及び買入手形	80,000	80,000	-
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	132	132	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	41,673	41,618	55
其他有価証券	497,324	497,324	-
(5) 貸出金	1,654,970		
貸倒引当金（*1）	11,914		
	1,643,055	1,656,521	13,466
資産計	2,302,678	2,316,200	13,521
(1) 預金	2,153,266	2,153,614	347
負債計	2,153,266	2,153,614	347
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	311	311	-
デリバティブ取引計	311	311	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引くことにより算定しております。

(2) コールローン及び買入手形

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私募債は、発行体の信用リスクを反映した将来キャッシュ・フローを見積もり、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利による事業性貸出は、債務者の内部格付及び期間に基づく区分ごとに、保全を考慮した予想デフォルト率により算出した将来キャッシュ・フローを、リスク・フリーに近い市場利子率で割り引いて時価を算定しております。固定金利による住宅ローン及び消費者ローンは、期間に基づく区分ごとに、元利金合計額を、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引くことにより時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する表示利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 （平成24年3月31日）	当連結会計年度 （平成25年3月31日）
非上場株式（*1）	2,218	2,214
組合出資金（*2）	2	2
合 計	2,221	2,216

（*1）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金のうち、組合財産が非上場株など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	7,780	-	5,000	-	-	-
コールローン及び買入手形	38,000	-	-	-	-	-
有価証券	62,374	101,705	161,564	102,122	68,288	5,953
満期保有目的の債券	7,941	21,449	5,664	133	10	3,000
うち国債	-	6,986	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	7,941	14,463	5,664	133	10	-
その他有価証券のうち満期があるもの	54,433	80,256	155,900	101,989	68,278	2,953
うち国債	12,011	31,434	84,445	49,561	35,415	-
地方債	380	10,395	8,500	9,092	21,097	-
社債	27,795	31,443	45,193	28,452	9,693	1,046
貸出金(*)	433,362	307,903	219,831	111,620	114,791	366,932
合計	541,517	409,609	386,395	213,742	183,079	372,886

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない146,003百万円、期間の定めのないもの9,980百万円は含めておりません。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	17,525	-	5,000	-	-	-
コールローン及び買入手形	80,000	-	-	-	-	-
有価証券	70,863	128,248	143,845	105,524	52,398	3,010
満期保有目的の債券	9,960	21,475	7,107	131	-	3,000
うち国債	-	6,992	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
社債	9,960	14,483	7,107	131	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	60,903	106,773	136,738	105,393	52,398	10
うち国債	29,140	49,432	50,017	38,527	10,324	-
地方債	8,080	7,376	7,990	24,681	15,660	-
社債	19,757	38,039	64,144	31,718	25,037	-
貸出金(*)	442,709	316,833	213,564	121,000	116,552	390,746
合計	611,098	445,082	362,409	226,524	168,950	393,756

(*) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない144,433百万円、期間の定めのないもの9,131百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	1,998,779	96,049	15,598	-	-	-
合計	1,998,779	96,049	15,598	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,024,400	106,881	21,985	-	-	-
合計	2,024,400	106,881	21,985	-	-	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 売買目的有価証券

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	0	0

2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,986	7,246	260
	地方債	-	-	-
	社債	23,182	23,389	207
	その他	-	-	-
	小計	30,168	30,635	467
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	5,029	4,923	105
	その他	3,000	2,289	710
	小計	8,029	7,213	815
合計		38,197	37,848	348

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	6,992	7,142	150
	地方債	-	-	-
	社債	24,220	24,429	209
	その他	-	-	-
	小計	31,212	31,571	359
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	7,461	7,400	60
	その他	3,000	2,645	354
	小計	10,461	10,046	414
合計		41,673	41,618	55

3. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	9,284	6,624	2,659
	債券	350,667	346,137	4,530
	国債	178,465	177,207	1,257
	地方債	48,525	47,002	1,522
	社債	123,677	121,927	1,750
	その他	25,133	24,040	1,093
	小計	385,085	376,802	8,283
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,585	6,723	1,138
	債券	55,291	55,423	131
	国債	34,403	34,500	96
	地方債	941	943	2
	社債	19,947	19,980	32
	その他	44,674	50,755	6,080
	小計	105,551	112,901	7,350
合計		490,637	489,704	933

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	17,379	10,845	6,534
	債券	385,422	379,428	5,993
	国債	146,078	144,921	1,157
	地方債	62,725	60,652	2,072
	社債	176,618	173,854	2,764
	その他	24,638	22,759	1,879
	小計	427,440	413,032	14,407
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,355	3,681	326
	債券	34,507	34,654	146
	国債	31,364	31,496	132
	地方債	1,065	1,066	1
	社債	2,077	2,090	13
	その他	32,022	33,814	1,791
	小計	69,884	72,150	2,265
合計		497,324	485,183	12,141

4. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	1,356	175	507
債券	88,424	847	-
国債	44,379	190	-
地方債	3,651	13	-
社債	40,393	643	-
その他	8,514	70	263
合計	98,295	1,093	770

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	489	24	8
債券	71,539	962	-
国債	59,422	448	-
地方債	4,759	266	-
社債	7,358	247	-
その他	8,668	1,674	85
合計	80,698	2,662	94

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託
該当事項はありません。
2. 満期保有目的の金銭の信託
該当事項はありません。
3. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)
該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
前連結会計年度 (平成24年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	933
その他有価証券	933
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	98
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	834
() 少数株主持分相当額	165
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	669

当連結会計年度 (平成25年 3月31日)

	金額 (百万円)
評価差額	12,141
その他有価証券	12,141
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産 (又は () 繰延税金負債)	3,640
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	8,501
() 少数株主持分相当額	211
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	8,289

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	35,009	32,668	708	708
	受取変動・支払固定	35,009	32,668	436	436
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
売建	721	721	0	0	
買建	721	721	0	0	
	合計			272	272

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

当連結会計年度（平成25年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	31,342	27,656	701	701
	受取変動・支払固定	31,342	27,656	373	373
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	3,090	3,028	12	12
買建	3,090	3,028	12	12	
	合計			328	328

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	73,259	42,478	24	24
	為替予約				
	売建	1,900	-	29	29
	買建	3,594	-	19	19
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計			24	24

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ	50,105	23,616	15	15
	為替予約				
	売建	4,286	-	27	27
	買建	946	-	6	6
	通貨オプション				
	売建	-	-	-	-
	買建	-	-	-	-
	その他				
	売建	-	-	-	-
買建	-	-	-	-	
	合計			17	17

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当行は、確定給付型の制度として、企業年金基金制度及び退職一時金制度を採用しております。
連結子会社は、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

区分		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)
退職給付債務	(A)	17,169	18,883
年金資産	(B)	7,118	8,403
未積立退職給付債務	(C)=(A)+(B)	10,050	10,480
会計基準変更時差異の未処理額	(D)	972	648
未認識数理計算上の差異	(E)	3,471	3,682
連結貸借対照表計上額純額	(F)=(C)+(D) +(E)	5,606	6,149
前払年金費用	(G)	-	-
退職給付引当金	(F)-(G)	5,606	6,149

(注) 連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用に関する事項

区分	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
	金額(百万円)	金額(百万円)
勤務費用	535	531
利息費用	420	425
期待運用収益	236	177
数理計算上の差異の費用処理額	568	597
会計基準変更時差異の費用処理額	324	324
その他(臨時に支払った割増退職金等)	27	32
退職給付費用	1,639	1,732

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、一括して「勤務費用」に含めて計上しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
2.5%	1.7%

(2) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
3.5%	2.5%

(3) 退職給付見込額の期間配分方法
期間定額基準

(4) 数理計算上の差異の処理年数

10年及び13年（各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしている）

(5) 会計基準変更時差異の処理年数

15年

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	21,078百万円	19,969百万円
繰越欠損金	7,198	5,269
その他有価証券評価差額金	158	-
有価証券評価損	4,667	3,512
退職給付引当金	2,021	2,203
減価償却	306	291
その他	1,017	1,704
繰延税金資産小計	36,448	32,951
評価性引当額	13,978	11,594
繰延税金資産合計	22,469	21,356
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	3,640
その他	-	1
繰延税金負債合計	-	3,641
繰延税金資産の純額	22,469百万円	17,715百万円

2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異がある
ときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.3%	37.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.2	2.1
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	21.9	-
評価性引当額の増減によるもの	49.2	19.4
その他	3.6	2.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	16.0%	19.2%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行本体における銀行業務を中心に、各連結子会社においてリース業務、信用保証業務及びクレジットカード業務などの金融サービスに係る事業を行っております。

したがって、当行グループは、当行及び連結子会社を基礎とした金融サービスに係る事業別のセグメントから構成されており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務など、総合的に銀行業務を行っております。「リース業」は、リース業務を営んでおります。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益又は損失は、経常利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部経常収益は第三者間取引価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	43,650	7,391	51,041	1,374	52,416	-	52,416
セグメント間の内部経常収益	273	538	812	3,296	4,108	4,108	-
計	43,924	7,929	51,853	4,670	56,524	4,108	52,416
セグメント利益	9,032	236	9,268	1,032	10,300	441	9,859
セグメント資産	2,294,549	19,575	2,314,124	15,785	2,329,910	17,846	2,312,063
セグメント負債	2,164,264	18,464	2,182,728	12,269	2,194,998	17,613	2,177,384
その他の項目							
減価償却費	1,761	48	1,809	94	1,904	56	1,960
資金運用収益	33,097	8	33,105	154	33,260	225	33,034
資金調達費用	1,521	237	1,759	6	1,765	124	1,641
特別利益	2	-	2	-	2	-	2
(固定資産処分益)	(2)	(-)	(2)	(-)	(2)	(-)	(2)
特別損失	77	0	77	0	78	-	78
(固定資産処分損)	(72)	(0)	(72)	(0)	(73)	(-)	(73)
(減損損失)	(5)	(-)	(5)	(-)	(5)	(-)	(5)
税金費用	1,241	147	1,388	182	1,571	2	1,568
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	2,106	57	2,164	25	2,189	102	2,087

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	45,245	7,416	52,661	1,328	53,990	-	53,990
セグメント間の内部経常収益	546	584	1,131	3,361	4,493	4,493	-
計	45,791	8,001	53,792	4,690	58,483	4,493	53,990
セグメント利益	10,177	101	10,279	1,338	11,618	572	11,046
セグメント資産	2,388,871	20,067	2,408,938	13,647	2,422,586	16,772	2,405,813
セグメント負債	2,212,123	18,845	2,230,969	9,472	2,240,441	16,369	2,224,072
その他の項目							
減価償却費	1,889	59	1,949	112	2,061	24	2,036
資金運用収益	32,141	8	32,150	125	32,275	499	31,775
資金調達費用	1,242	240	1,482	7	1,489	98	1,391
特別利益	-	-	-	-	-	-	-
特別損失	127	-	127	0	127	-	127
（固定資産処分損）	(70)	(-)	(70)	(0)	(70)	(-)	(70)
（減損損失）	(57)	(-)	(57)	(-)	(57)	(-)	(57)
税金費用	1,785	40	1,825	277	2,103	1	2,102
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,420	55	3,476	247	3,723	143	3,580

（注）1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務、一般貸金業務、事務代行業務、コンピュータシステムの開発・販売・保守管理業務を含んでおります。

3. 調整額は、主にセグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	28,727	7,062	7,391	9,235	52,416

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	27,956	8,553	7,416	10,063	53,990

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

記載すべき重要な事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者情報について記載すべき重要なものはありません。

(1株当たり情報)

		前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	920.33	1,207.85
1株当たり当期純利益金額	円	131.19	137.11
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	65.70	64.63

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	134,678	181,741
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	88,047	120,543
うち少数株主持分	百万円	1,602	1,790
うち優先株式払込金額	百万円	85,025	117,025
うち優先配当額	百万円	1,419	1,727
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	46,630	61,197
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	50,667	50,666

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	8,066	8,675
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,419	1,727
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,419	1,727
うち中間優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,647	6,947
普通株式の期中平均株式数	千株	50,668	50,667
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	899	1,207
うち優先配当額	百万円	899	1,207
普通株式増加数	千株	64,196	75,508
うち優先株式	千株	64,196	75,508
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当行は、平成25年5月10日開催の当行取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の財務政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額32,792,980,922円を30,000,000,000円減少して、2,792,980,922円とします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成25年5月10日 |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 平成25年6月25日 |
| (3) 株主総会決議日 | 平成25年6月27日 |
| (4) 効力発生日 | 平成25年6月28日 |

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高(百万円)	当期末残高(百万円)	平均利率(%)	返済期限
借入金	13,819	21,563	1.61	
再割引手形	-	-	-	
借入金	13,819	21,563	1.61	平成25年4月～ 平成35年3月
1年以内に返済予定のリース債務	195	191	-	
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	294	340	-	平成26年4月～ 平成32年1月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載していません。

3. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	11,606	3,582	1,288	86	-
リース債務(百万円)	191	136	93	66	32

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載していません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益(百万円)	13,309	26,329	38,567	53,990
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	2,456	5,801	8,635	10,918
四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,763	4,813	6,974	8,675
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	34.81	95.01	137.65	137.11

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(は1株当たり四半期純損失金額)(円)	34.81	60.20	42.64	0.54

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
現金預け金	31,582	40,489
現金	19,015	17,967
預け金	12,566	22,522
コールローン	38,000	80,000
買入金銭債権	10,777	8,507
商品有価証券	163	132
商品国債	78	30
商品地方債	84	101
有価証券	1, 8 531,414	1, 8 541,496
国債	219,854	184,435
地方債	49,466	63,790
社債	12 171,835	12 210,377
株式	17,446	23,229
その他の証券	72,811	59,663
貸出金	2, 3, 4, 5, 9 1,616,159	2, 3, 4, 5, 7, 9 1,658,746
割引手形	6 10,923	6 9,956
手形貸付	68,581	65,911
証書貸付	1,368,473	1,425,398
当座貸越	168,181	157,479
外国為替	2,562	2,169
外国他店預け	1,140	1,343
買入外国為替	6 980	6 656
取立外国為替	440	169
その他資産	10,605	8,510
前払費用	0	0
未収収益	2,208	2,251
先物取引差入証拠金	3	3
金融派生商品	911	944
その他の資産	8 7,481	8 5,310
有形固定資産	10 19,152	10 20,263
建物	6,012	6,405
土地	10,943	10,937
リース資産	1,290	1,945
建設仮勘定	9	50
その他の有形固定資産	896	924
無形固定資産	2,069	2,392
ソフトウェア	1,683	2,007
その他の無形固定資産	386	385
繰延税金資産	22,006	17,256
支払承諾見返	20,327	18,908
貸倒引当金	10,268	10,001
資産の部合計	2,294,549	2,388,871

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
預金	8 2,117,799	8 2,161,259
当座預金	53,611	49,445
普通預金	986,963	1,040,558
貯蓄預金	27,363	27,595
通知預金	3,855	4,610
定期預金	1,030,475	1,024,786
定期積金	8	6
その他の預金	15,521	14,256
譲渡性預金	6,160	5,170
借入金	5,500	10,500
借入金	11 5,500	11 10,500
外国為替	12	24
外国他店預り	1	3
売渡外国為替	10	21
その他負債	8,410	9,483
未払法人税等	89	760
未払費用	2,165	1,876
前受収益	1,108	1,030
給付補填備金	0	0
金融派生商品	663	633
リース債務	1,290	1,945
その他の負債	3,094	3,237
退職給付引当金	5,446	5,992
役員退職慰労引当金	87	86
睡眠預金払戻損失引当金	520	698
支払承諾	20,327	18,908
負債の部合計	2,164,264	2,212,123
純資産の部		
資本金	57,941	57,941
資本剰余金	32,792	64,792
資本準備金	32,792	32,792
その他資本剰余金	-	32,000
利益剰余金	38,957	45,803
利益準備金	3,007	3,291
その他利益剰余金	35,950	42,512
繰越利益剰余金	35,950	42,512
自己株式	64	64
株主資本合計	129,628	168,473
その他有価証券評価差額金	657	8,274
評価・換算差額等合計	657	8,274
純資産の部合計	130,285	176,747
負債及び純資産の部合計	2,294,549	2,388,871

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
経常収益	43,924	45,791
資金運用収益	33,097	32,141
貸出金利息	27,078	25,924
有価証券利息配当金	5,686	5,879
コールローン利息	96	113
預け金利息	89	82
その他の受入利息	146	141
役務取引等収益	7,071	7,575
受入為替手数料	1,796	1,784
その他の役務収益	5,274	5,791
その他業務収益	1,790	3,609
外国為替売買益	735	750
商品有価証券売却益	2	1
国債等債券売却益	917	2,621
金融派生商品収益	134	234
その他の業務収益	0	0
その他経常収益	1,966	2,465
償却債権取立益	1,124	1,492
株式等売却益	177	42
その他の経常収益	664	930
経常費用	34,892	35,613
資金調達費用	1,521	1,242
預金利息	1,393	1,123
譲渡性預金利息	3	3
コールマネー利息	0	0
債券貸借取引支払利息	0	-
借入金利息	121	112
その他の支払利息	3	1
役務取引等費用	3,513	3,487
支払為替手数料	357	353
その他の役務費用	3,156	3,134
その他業務費用	810	1,006
国債等債券売却損	263	72
国債等債券償還損	547	933
営業経費	25,271	24,998
その他経常費用	3,775	4,879
貸倒引当金繰入額	1,236	830
貸出金償却	1,255	1,614
株式等売却損	507	22
株式等償却	14	0
その他の経常費用	762	2,411
経常利益	9,032	10,177

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
特別利益	2	-
固定資産処分益	2	-
特別損失	77	127
固定資産処分損	72	70
減損損失	5	57
税引前当期純利益	8,957	10,050
法人税、住民税及び事業税	54	550
法人税等調整額	1,187	1,235
法人税等合計	1,241	1,785
当期純利益	7,716	8,265

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	57,941	57,941
当期変動額		
新株の発行	-	16,000
資本金から剰余金への振替	-	16,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	57,941	57,941
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	32,792	32,792
当期変動額		
新株の発行	-	16,000
準備金から剰余金への振替	-	16,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	32,792	32,792
その他資本剰余金		
当期首残高	-	-
当期変動額		
資本金から剰余金への振替	-	16,000
準備金から剰余金への振替	-	16,000
当期変動額合計	-	32,000
当期末残高	-	32,000
資本剰余金合計		
当期首残高	32,792	32,792
当期変動額		
新株の発行	-	16,000
資本金から剰余金への振替	-	16,000
準備金から剰余金への振替	-	-
当期変動額合計	-	32,000
当期末残高	32,792	64,792

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	2,723	3,007
当期変動額		
剰余金の配当	283	283
当期変動額合計	283	283
当期末残高	3,007	3,291
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	29,937	35,950
当期変動額		
剰余金の配当	1,703	1,703
当期純利益	7,716	8,265
当期変動額合計	6,012	6,561
当期末残高	35,950	42,512
利益剰余金合計		
当期首残高	32,660	38,957
当期変動額		
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	7,716	8,265
当期変動額合計	6,296	6,845
当期末残高	38,957	45,803
自己株式		
当期首残高	63	64
当期変動額		
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	0	0
当期末残高	64	64
株主資本合計		
当期首残高	123,331	129,628
当期変動額		
新株の発行	-	32,000
資本金から剰余金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	7,716	8,265
自己株式の取得	0	0
当期変動額合計	6,296	38,845
当期末残高	129,628	168,473
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	378	657
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	279	7,616
当期変動額合計	279	7,616
当期末残高	657	8,274

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
評価・換算差額等合計		
当期首残高	378	657
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	279	7,616
当期変動額合計	279	7,616
当期末残高	657	8,274
純資産合計		
当期首残高	123,710	130,285
当期変動額		
新株の発行	-	32,000
資本金から剰余金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
剰余金の配当	1,419	1,419
当期純利益	7,716	8,265
自己株式の取得	0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	279	7,616
当期変動額合計	6,575	46,462
当期末残高	130,285	176,747

注記事項

【重要な会計方針】

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：14年～50年

その他：3年～20年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当行は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ16百万円増加しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 繰延資産の処理方法

株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除しその残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は43,669百万円（前事業年度末は46,433百万円）であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年及び13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（4,863百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

8. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

9. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

10. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
株式	733百万円	733百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
破綻先債権額	527百万円	715百万円
延滞債権額	42,872百万円	41,577百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
3ヵ月以上延滞債権額	- 百万円	- 百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
貸出条件緩和債権額	5,064百万円	7,911百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
合計額	48,463百万円	50,204百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
	11,904百万円	10,613百万円

7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
- 百万円	2,004百万円

8. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	49,478百万円	49,225百万円
担保資産に対応する債務		
預金	204 "	235 "

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
有価証券	49,975百万円	18,448百万円
その他の資産	55百万円	55百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
保証金	1,766百万円	1,735百万円

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
融資未実行残高	413,626百万円	432,467百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	369,598百万円	388,432百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
減価償却累計額	21,274百万円	21,421百万円

11. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
劣後特約付借入金	5,500百万円	10,500百万円

12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
28,211百万円	31,681百万円

13. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
283百万円	283百万円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
自己株式					
普通株式	53	0	-	54	（注）
合計	53	0	-	54	

（注）単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末株 式数	摘要
自己株式					
普通株式	54	1	-	55	（注）
合計	54	1	-	55	

（注）単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額
前事業年度(平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	351	311	-	40
無形固定資産	-	-	-	-
合計	351	311	-	40

当事業年度(平成25年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
有形固定資産	58	52	-	6
無形固定資産	-	-	-	-
合計	58	52	-	6

2. 未経過リース料期末残高相当額等

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
1年内	37	6
1年超	6	0
合計	44	6
リース資産減損勘定の残高	-	-

3. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位:百万円)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
支払リース料	111	39
リース資産減損勘定の取崩額	-	-
減価償却費相当額	96	33
支払利息相当額	5	1
減損損失	-	-

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(平成24年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(平成25年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注)時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
子会社株式	733	733
関連会社株式	-	-
合計	733	733

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	19,510百万円	18,539百万円
繰越欠損金	7,198	5,269
その他有価証券評価差額金	256	-
有価証券評価損	4,667	3,512
退職給付引当金	1,965	2,148
減価償却	224	225
その他	902	1,609
繰延税金資産小計	34,724	31,304
評価性引当額	12,718	10,533
繰延税金資産合計	22,006	20,771
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	3,514
繰延税金負債合計	-	3,514
繰延税金資産の純額	22,006百万円	17,256百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	40.3%	37.7%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	1.3	2.3
住民税均等割等	0.2	0.1
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	23.3	-
評価性引当額の増減によるもの	49.3	19.1
その他	0.2	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.8%	17.7%

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

		前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	円	865.27	1,144.63
1株当たり当期純利益金額	円	124.27	129.02
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	62.65	61.38

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	130,285	176,747
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	86,444	118,752
うち優先株式払込金額	百万円	85,025	117,025
うち優先配当額	百万円	1,419	1,727
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	43,841	57,994
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	千株	50,667	50,666

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益金額			
当期純利益	百万円	7,716	8,265
普通株主に帰属しない金額	百万円	1,419	1,727
うち定時株主総会決議による優先配当額	百万円	1,419	1,727
うち中間優先配当額	百万円	-	-
普通株式に係る当期純利益	百万円	6,296	6,537
普通株式の期中平均株式数	千株	50,668	50,667
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額			
当期純利益調整額	百万円	899	1,207
うち優先配当額	百万円	899	1,207
普通株式増加数	千株	64,196	75,508
うち優先株式	千株	64,196	75,508
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

(資本準備金の額の減少)

当行は、平成25年5月10日開催の当行取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認されました。

1. 資本準備金の額の減少の目的

今後の財務政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的としております。

2. 資本準備金の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本準備金の額

資本準備金の額32,792,980,922円を30,000,000,000円減少して、2,792,980,922円とします。

(2) 資本準備金の額の減少の方法

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金へ振り替えるものであります。

3. 資本準備金の額の減少の日程

- | | |
|-----------------|------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成25年5月10日 |
| (2) 債権者異議申述最終期日 | 平成25年6月25日 |
| (3) 株主総会決議日 | 平成25年6月27日 |
| (4) 効力発生日 | 平成25年6月28日 |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	20,055	955	198 (33)	20,812	14,406	509	6,405
土地	10,943	0	6 (6)	10,937	-	-	10,937
リース資産	1,944	1,131	4	3,071	1,126	476	1,945
建設仮勘定	9	483	442	50	-	-	50
その他の有形固定資産	7,473	404	1,065 (16)	6,812	5,887	338	924
有形固定資産計	40,426	2,975	1,717 (57)	41,684	21,421	1,325	20,263
無形固定資産							
ソフトウェア	2,687	887	280	3,293	1,286	563	2,007
その他の無形固定資産	612	-	0	611	226	0	385
無形固定資産計	3,299	887	281	3,905	1,513	564	2,392

(注) 当期減少額欄における()内は減損損失の計上額(内書き)であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	10,268	10,001	1,097	9,171	10,001
一般貸倒引当金	2,755	2,430	-	2,755	2,430
個別貸倒引当金	7,513	7,571	1,097	6,415	7,571
役員退職慰労引当金	87	24	25	-	86
睡眠預金払戻損失引当金	520	698	277	243	698
計	10,877	10,724	1,400	9,414	10,786

(注) 当期減少額(その他)欄に記載の減少額はそれぞれ次の理由によるものであります。

一般貸倒引当金・・・洗替による取崩額

個別貸倒引当金・・・洗替による取崩額

睡眠預金払戻損失引当金・・・洗替による取崩額

○ 未払法人税等

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
未払法人税等	89	760	89	-	760
未払法人税等	52	550	52	-	550
未払事業税	37	210	37	-	210

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（平成25年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりであります。

資産の部

預け金	日本銀行への預け金14,871百万円、他の銀行への預け金7,650百万円であります。
その他の証券	投資信託38,973百万円、外国証券19,688百万円その他であります。
前払費用	営業経費0百万円であります。
未収収益	貸出金利息1,028百万円、有価証券利息824百万円その他であります。
その他の資産	仮払金3,065百万円（現金自動設備の相互利用による立替え金等）、保証金1,735百万円その他であります。

負債の部

その他の預金	外貨預金9,060百万円、別段預金4,861百万円その他であります。
未払費用	営業経費769百万円、預金利息695百万円その他であります。
前受収益	貸出金利息597百万円、受入保証料430百万円その他であります。
その他の負債	仮受金3,201百万円（現金自動設備の相互利用による支払資金等）その他であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	当行所定の算式により1単元当りの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする
公告掲載方法	東京都において発行する日本経済新聞に掲載する
株主に対する特典	「株主優待定期預金」による株主優待制度

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当行は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第90期）（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）平成24年6月28日 関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成24年6月28日 関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第91期第1四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）平成24年8月10日 関東財務局長に提出。

第91期第2四半期（自平成24年7月1日至平成24年9月30日）平成24年11月22日 関東財務局長に提出。

第91期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）平成25年2月13日 関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成24年7月2日 関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

平成24年7月10日 関東財務局長に提出。

事業年度（第90期）（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

(6) 有価証券届出書（第三者割当による優先株式の発行）及びその添付書類

平成24年11月30日 関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月27日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 和信 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義博 印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認された。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社千葉興業銀行の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社千葉興業銀行が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月27日

株式会社 千葉興業銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 菅原 和信 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤井 義博 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社千葉興業銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第91期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の定時株主総会に、資本準備金の額の減少について付議することを決議し、同株主総会にて承認された。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行が別途保管しております。
 2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。